

フランスにおける信託的補充指定の 歴史的考察（1）

足 立 公 志 朗

序 本稿の課題

第1編 信託的補充指定の生成

第1章 ローマ法における補充指定と信託遺贈（以上本号）

第2章 遺言の復活と信託的補充指定の成立

第2編 信託的補充指定の変遷

第1章 複数階位の信託的補充指定の展開

第2章 一階位限りの補充指定とその周辺

第3章 フランス革命期の動きとフランス民法典制定

むすびに代えて

序 本稿の課題

本稿では、フランス旧体制期とそれ以前における家産の維持手段の生成・展開、及び、フランス革命期におけるその変化を検討する。

本稿の分析の対象は、信託的補充指定（*substitution fidéicommissaire*）⁽¹⁾⁽²⁾

(1) 本号掲載分において引用する主要な文献は末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

(2) 本稿で用いる訳語の内、重要なものをここに掲げる。なお、足立公志朗 [2009-1], pp. 473-474, note 1 で示した訳語とは異なる場合がある。

・ *substitution* : 「補充指定」

・ *substitution fidéicommissaire* : 「信託的補充指定」, 或いは, 「信託遺贈的補充指定」

である。信託的補充指定とは、遺言者Aが、Pを相続人に指定し、更にQをPの次の相続人に指定すると共に、Pに対して相続財産の保存とP死亡時におけるQへの移転（返戻）を命じる処分である。これは贈与や遺贈の中でなされることもあり、遺贈の場合は、遺言者Aが、Pを受遺者に指定し、更にQを次の受遺者に指定すると共に、Pに対して遺贈財産の保存とP死亡時におけるQへの移転（返戻）を命じることになる。いずれにせよ、信託的補充指定の枠組みの中で、一族から相続人（或いは、受贈者・受遺者）を複数階位にわたって指定しておけば、家産は一族から流出しない。

A. 前稿のまとめ

1. 本研究の問題意識

〔信託の位置づけ〕

筆者がフランスの信託的補充指定を検討する根底には、日本法における信託制度の位置づけという問題意識が存在する。英米法に由来する信託制度については、いわゆる大陸法の中に位置づけられる日本民法との異質性が指摘される。⁽³⁾しかしながら、日本には信託法が厳として存在するため、信託制度の日本法における位置づけが明らかにされるべきである。⁽⁴⁾前稿（足立公志朗 [2009-1, 2]）では、そのための準備作業として、

-
- ・ *libéralité graduelle* : 「段階的恵与」
 - ・ *libéralité résiduelle* : 「残存物恵与」
 - ・ *grevé* : 「継伝義務者」, 或いは, 「義務者」
 - ・ *substitué, appelé* : 「被補充指定者」, 或いは, 「被指定者」
 - ・ *premier gratifié* : 「第1 受益者」
 - ・ *second gratifié* : 「第2 受益者」

(3) 近時であれば、信託制度と資産の唯一性との関係（横山美夏 [2004], p. 16）や、期限付所有権の問題（大村敦志 [2003], p. 229）が重要な問題として議論されている。まさに、大陸法系の「民法」と英米法系の「信託 (trust)」との「水と油」の関係である（四宮和夫 [1989] 旧版はしがきを参照）。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

フランスにおける民事信託的な制度を採り上げることにし、その制度がフランス民法典の中にどのように位置づけられるかを探ろうとした。その一環が、フランスにおける信託的補充指定の検討である。

〔日本の後継ぎ遺贈〕

信託的補充指定を採り上げる理由は他にも存在する。日本では後継ぎ遺贈の有効性が議論されてきた。後継ぎ遺贈の定義を示すこと自体、それほど簡単なことではない。しかし、本稿ではさしあたりの理解として、後継ぎ遺贈とは、遺贈をする本人Aが、ある特定の財産（不動産）を、最初はP（例えば、Aの生存配偶者）に与え（第1遺贈）、Pの死後は、Q（例えば、Aの甥）に与える（第2遺贈）という遺贈を指すものとす

(4) この点において、道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）が非常に重要な文献である。

(5) フランスの民事信託的制度に関する邦語文献としては、金子敬明[2006]；金子敬明[2008]が詳細である。後述する通りフランスでは2006年の民法改正によって相続・恵与法が大幅に改正されたが、右改正後の2007年に信託法が成立した（民法典第3編に「第14章 信託（De la fiducie）」が追加され、関連規定が整備された）。ところが、恵与目的の信託は無効であり、この無効は「公序（ordre public）」であると規定されている（2013条）。このように、フランスにおける信託は相続法領域から切り離されている。フランスにおける2007年の信託導入に関する文献として、金子敬明「フランス信託法の制定について」千葉大学法学論集22巻1号174頁以下（2007年）；森脇祥弘「フランス信託法の形成過程」高岡法学19巻1・2号95頁以下（2008年）；クリスティアン・ラルメ（野澤正充訳）「フランス信託法の制定—2007年2月19日の法律」信託235号49頁以下（2008年）；ピエール・クロック（平野裕之訳）「フランス民法典への信託の導入」法学研究81巻9号93頁以下（2008年）；山田希「フランス信託法の基本構造」名古屋大学法政論集227号597頁以下（2008年）；クリスティアン・ラルメ（野澤正充訳）「信託に関する2007年2月19日の法律（フランス）」立教法務研究2号63頁以下（2009年）；藤澤治奈「〈立法紹介〉信託—信託を制度化する2007年2月19日の法律第211号」日仏法学25号223頁以下（2009年）；小梁吉章『フランス信託法』（信山社、2011年）等が挙げられる。

(6) 後継ぎ遺贈は、この財産の動きを、条件及び期限の組み合わせによって実現する。例えば、遺言者Aが特定の不動産を、第1受遺者Pに対し、P死亡を終期として、または、P死亡及びその時点におけるQの生存を解除条件として遺贈し、第2受遺者Qに対し、P死亡を始期として、または、P死亡及びその時点におけるQの生存を停止条件として遺贈する、⁽⁷⁾という法律構成である。

後継ぎ遺贈の有効性については、無効説が通説と評されるものの、⁽⁸⁾近時、後継ぎ遺贈について議論を展開する論者は、その有効性を一定程度認めようとしている。⁽⁹⁾とはいえ、現在のところ、無効説が通説の地位を

(6) 第2遺贈のみを指して「後継ぎ遺贈」と呼ぶことが多い一方で（例えば、米倉明 [1999]）、第1遺贈、第2遺贈を包括して「後継ぎ遺贈」と呼ぶこともある（例えば、田中亘 [2008]）。この点で慎重な用語法を採用する論者は、第1遺贈・第2遺贈を含めた用語法として「相次ぎ遺贈」という語を用いている（佐久間毅 [2002], p. 82, note 2）。この点の厳密性は重要であるが、本稿ではさしあたり、第1遺贈・第2遺贈（場合によっては第3遺贈以下）を包括して「後継ぎ遺贈」と呼んでいる。

(7) この点で、七戸克彦 [2009] は遺言者の目的に応じて多様な法律構成を提示している（特に212頁以下を参照）。

(8) 無効説を採用する論文等は次の通りである。中川善之助 [1964], p. 368; 中川善之助=泉久雄 [2000], p. 569; 杉浦史於 [1982], p. 15; 泉久雄 [1984], p. 91; 大島俊之 [1993], p. 469; 伊藤昌司 [2002], p. 133 etc.

(9) 最近の後継ぎ遺贈有効説の展開に重要な影響を与えたのは、米倉論文である（米倉明 [1999], p. 323）。それ以前にも、高野竹三郎 [1988] や稲垣明博 [1988]、稲垣明博 [1997] において後継ぎ遺贈の有効性が主張されていた。しかし、米倉論文以降の後継ぎ遺贈有効説は、後継ぎ遺贈の法律構成を明確にした上で、後継ぎ遺贈を有効とする根拠やその限界につき精緻な議論を展開している。例えば、米倉明 [1999] 及び佐久間毅 [2002]（特に73-74頁）では、不確定期限付遺贈構成を前提に、その有効性及び問題点が示され、松尾知子 [2002] では、負担付遺贈構成による後継ぎ遺贈の承認が示唆されている。以上の成果に基づき、川淳一 [2008] は、不確定期限付遺贈構成と負担付遺贈構成の両方を検討し、その有効性を確認している。川淳一 [2008] は、2006年の日本私法学会におけるシンポジウム（題は「遺言自由の原則と遺言の解釈」）の報告論文であり、後

失っているとは必ずしも評し得ないし、後継ぎ遺贈に関する唯一の最高裁判決と評される最高裁昭和58年判決も、後継ぎ遺贈の有効性について⁽¹⁰⁾明言していない。また、最近の新信託法の成立により、後継ぎ遺贈に対する需要の一部は、後継ぎ遺贈型受益者連続信託によって実現可能となったが（信託法91条⁽¹¹⁾）、遺贈特有の利点も指摘されており⁽¹²⁾、後継ぎ遺贈の有効性に関する議論は今後も継続されるべきであると考えられる。

このような後継ぎ遺贈に関する議論状況を念頭に置いたとき、フランスの信託的補充指定においては日本の後継ぎ遺贈とほぼ同様の財産の動きが見られるため、フランスの信託的補充指定に関する実務や学説の動きは日本の議論においても参考になると予想される。

以上が、フランスにおける信託的補充指定を検討する理由である。

2. 前稿の内容

上記の問題意識の下、筆者は前稿において、信託的補充指定に関する

継ぎ遺贈に関する議論を活性化したと評価されている（床谷文雄 [2011], p. 272）。更に、田中亘 [2008] は、不確定期限または条件付遺贈構成を前提に後継ぎ遺贈無効説の論拠を検討する中で、その実質的・政策的論拠を特に重視して検討を行ない（Id. pp. 244 et s.）、後継ぎ遺贈の有効性を主張している。

(10) 最判昭和58年3月18日・判例時報1075号115頁。本判決の評釈類として、泉久雄 [1984], p. 91, 国府剛「判批」民商法雑誌89巻4号83頁（1984年）、高野竹三郎 [1988], p. 220, 久喜忠彦「後継ぎ遺贈の可否」判例タイムズ688号376頁（1989年）がある。

(11) 本条に関する最近の重要文献として、沖野真己「受益者連続型信託について—信託法91条をめぐって」信託法研究33号33頁以下（2008年）を参照。

(12) 後継ぎ遺贈で実現しようとする目的の中には、信託では達し得ないものがあると指摘される（米倉明 [1999], p. 333. 但し、これに対する批判として田中亘 [2008], p. 226 も参照）。更に、信託の仕組みをよく知らない者であれば、あくまでも遺贈をもって自己の意思を実現しようとすると考えられる（田中亘 [2008], p. 212）。

現行法の状況を検討した。信託的補充指定の内容の紹介も兼ねて、その概要を簡単に示す。

[2006年改正前]⁽¹³⁾

古くから家産の維持手段として用いられた信託的補充指定は、フランス革命期に一旦廃止され、1804年のフランス民法典においても信託的補充指定の禁止原則は維持される⁽¹⁴⁾（旧896条）。他方で、子を継伝義務者（先の例のPに該当）として、継伝義務者の子全員を被指定者（同じくQに該当）とする類型と、兄弟姉妹を継伝義務者として、継伝義務者の子全員を被指定者とする類型（本人に子が存在しない場合に限る）のみが例外的に許容された（「許容される補充指定」⁽¹⁵⁾）。なお、フランス民法

(13) フランス民法典制定後、2006年改正に至るまでの信託的補充指定については、既に大島俊之 [1990-1], [1991-2] 及び大島俊之 [1991] において詳細に検討されている。

(14) 本条の文言は後述する2006年改正において全面的に改められたため、「旧」と表記している。本条の訳は次の通りである（本稿における2006年改正前の民法典の訳は、法務省司法法制調査部編集、稲本洋之助訳『フランス民法典一家族・相続関係一』（法曹会、1978年）に依拠しつつ、適宜文言を改めている。）。

旧896条 補充指定は禁止される。

受贈者、被指定相続人、または受遺者が保存し第三者に返戻する負担を課される処分は全て、受贈者、被指定相続人または受遺者との関係においても無効である。

(15) 補充指定の禁止原則を定める旧896条の直後の旧897条が例外的に許容される補充指定の存在を指摘し、各類型についてはそれぞれ旧1048条、旧1049条が規定する。

旧897条 本章第6節において、父母及び兄弟姉妹に許容される処分は、前条の始めの2項から除外される。

旧1048条 父母が処分する権能を有する財産は、それらの者が、それらの者の1人または数人の子に対して、1階位に限り当該受贈者の生まれた子及び〔将来〕生まれるべき子に返戻することを負担として、その全部または一部について、生存者間のまたは遺言による行為によ

典においては原則として相続人指定（*institution d'héritier*）は認められていないので、信託的補充指定は贈与・遺贈（以下、贈与と遺贈を合わせて「恵与（*libéralité*）」と呼ぶ）と共に用いられる。

〔2006年改正〕

しかし、フランスにおける2006年の相続・恵与法改正（以下「2006年改正」と呼ぶ）によって、信託的補充指定は大きく変化する。まず、信託的補充指定という名が「段階的恵与（*libéralité graduelle*）」⁽¹⁷⁾に改められた（1048条以下）。同時に、継伝義務者に対象財産の処分を認め、残存物のみを被指定者に移転する類型として、残存物遺贈（*legs de residuo*）の有効性が判例上認められていたが、2006年改正によって「残存物恵与（*libéralité résiduelle*）」と命名され、必要な規定が整備された

て与えることができる。

旧1049条 死亡者がその1人または数人の兄弟または姉妹に対して、1階位に限り受贈者である当該兄弟または姉妹の生まれた子及び〔将来〕生まれるべき子にその財産を返戻することを負担として、その相続財産の内法律によってなんら留保されない財産の全部または一部について、生存者間のまたは遺言による行為によって行った処分は、子なくして死亡した場合には有効である。

(16) フランス民法典には「被指定相続人（*héritier institué*）」という表現が旧897条や1037条等に見られるものの、相続人指定に独立の地位が与えられることはなく、被指定相続人は受遺者と同一視される（1002条）。したがって、フランスにおける相続人指定の位置づけは、遺贈との関係で検討されるべきであるが、詳細は伊藤昌司 [1981], pp. 140 et s. を参照。

なお、夫婦の一方から他方に対して、又は、第三者から夫婦若しくは夫婦間に将来生まれる子に対して、死亡時の財産の全部又は一部を与える贈与を、「契約による相続人指定（*institution contractuelle*）」と呼ぶが（1082条、1093条）、これは将来財産の贈与の一種である。

(17) 前稿以外に、段階的恵与と残存物恵与について紹介する文献として、金子敬明 [2006], pp. 159-160, note 50; 金子敬明 [2008], pp. 400-402; グリマルディ [2008], pp. 74-75; 伊藤昌司 [2008], pp. 107-108; 幡野弘樹 [2009] 等が挙げられる。

(1057条以下)。次に、受益者となり得る者の要件が撤廃されるなど、信託的補充指定に対する制約の多くが取り払われた。

前稿では、このような改正状況を踏まえて、2006年改正前に比べて信託的補充指定の大幅な自由化が認められることを、その要件や効果に関する改正前後の比較、及び、相続法上の公序⁽¹⁸⁾との関係を通じて示した。

3. 残された課題

しかしながら、前稿では十分に検討できなかったことが数多く残されている。ここでは、フランスにおける信託的補充指定を理解するために検討すべき問題点として、さしあたり2つの課題を採り上げる。

まず、段階的恵与と残存物恵与の利用法の一端は、前稿において示した。日本の後継ぎ遺贈で想定される類型も受遺者2階位であることが多いため、フランスにおける利用法は日本でも参考になり得る。しかし、それ以上の階位数を前提にした利用法は未だ明らかでない。信託的補充指定のように受益者が連続する処分は、その存続期間の長短によって利用法も変わりうるものと予想される。

次に、段階的恵与も残存物恵与も被指定者1階位（すなわち受益者2階位）限りであることの理由は十分に明らかとは言えない。前稿で指摘した通り、2006年改正において被指定者1階位という原則を維持した目的は、財産を数世代にわたり凍結させることの防止であった⁽¹⁹⁾。しかし、実際は2006年改正前の「許容される補充指定」が被指定者1階位限りで

(18) フランス民法には、「相続法上の公序」という概念があり、その内容は、①信託的補充指定の禁止、②遺留分、③将来の相続財産に関する合意の禁止の3点であると指摘されている（西希代子 [2006-2], p. 1948 et p. 1950 note 13 を参照）。確かに、Grimaldi [2001, 1] は、「相続法上の公序 (L'ordre public successoral)」の表題の下にこの3つを論じているが (Id, pp. 273 et s.), セージュヌの付与等それ以外の要素も指摘されており (Id, p. 274), その生成や内容について今後細かく検討する必要があると思われる。

(19) 足立公志朗 [2009-1], p. 485.

あったことをそのまま引き継いでいるに過ぎない。それでは、許容される補充指定の期間制限、言い換えると階位数制限は、どのような根拠で設けられたのだろうか。

B. 本稿の研究対象

1. 分析の視角

以上の点は、フランスの信託的補充指定を歴史的に考察する必要性を示している。

まず、2006年改正前の許容される補充指定が被指定者1階位限りであることの根拠は、少なくともフランス民法典が制定された時期に求める必要がある。しかも、本論の先取りとなるが、信託的補充指定の階位数制限は、信託的補充指定の生成以来常に問題とされており、過去の実務や立法の状況も問題となる。

次に、信託的補充指定の階位数を検討する際は、その用例や目的にも注目すべきであろう。これも本論の先取りとなるが、14世紀以降、被指定者2階位以上の長期間の信託的補充指定が用いられている。この時期の用例は、信託的補充指定の禁止原則が支配する民法典の下では見出し得ない。しかも、この時期に信託的補充指定の規制立法が多数見られるが、これは信託的補充指定の豊かな用例を予感させる。他方、被指定者1階位限りの信託的補充指定の用例も、フランス革命前において豊富に見出される。

したがって、本稿は信託的補充指定の現実の利用とそれに対する立法の動きを中心に、その各事象を観察し分析する。このとき、本稿は研究の視点を現代のフランスに置く。研究の素材はフランスの信託的補充指定の歴史から採られるものの、本研究の目的はその素材自体の内在的探究ではない。むしろ、本研究の目的は、現代のフランスでは、信託的補充指定についてどのような素材を用いてどのような議論が展開されているかを知り、それによって、フランスの現行法の状況を正確に理解する

ことである。したがって、本稿では、現代の視点から見た信託的補充指定の歴史が描かれる。

2. 対象の限定

〔地域の限定〕

かかる目的意識をもって、以下ではフランスにおける信託的補充指定の歴史的考察を行うのだが、「フランス革命前における」信託的補充指定を検討する前提として、対象とする地域を明確にしよう。本稿では、トゥールーズ (Toulouse) を含むラングドック (Languedoc) 地方を主な素材とする。その理由を簡潔に説明する。

第1に、この地方では信託的補充指定が積極的に活用されていたことが挙げられる。トゥールーズを中心とするラングドック地方は、いわゆる南仏の成文法地域 (pays de droit écrit)⁽²⁰⁾ に属する。北部慣習法地域 (pays de coutumes) には、相続の場面で活躍するような財産保存の手段が比較的豊富に用意されていたが⁽²¹⁾、南部成文法地域にはそのような手段

(20) ゲルマン慣習法を原始的基盤とする北部慣習法地域と、ローマ法の成文法形式を基礎とする南部成文法地域との区分は、13世紀半ば頃から徐々に明らかになり、16世紀には明確な地理的区分として表れた。その境界線は、概ね大西洋岸のシャラント川河口と、レマン湖西ジェクスとを結ぶ線であると言われている (以上、山口俊夫 [1978], pp. 20-21 による)。但し、その差は相対的であるとも指摘されている。そもそも、成文法地域を支配しているのも、成文法を基礎とした「慣習法」であるし、慣習法地域においても、その不備を補充するのはローマ法だったからである (以上、野田良之 [1970], p. 274; 山口俊夫 [1976], p. 183; 山口俊夫 [1978], p. 23 による)。

(21) その内容は時代や地域によって多様であるため、単純な要約は困難である。とはいえ、Augustin [1980] に従ってその例を挙げるならば、財産の種類の違い (特有財産 (propre) と後得財産 (acquêt))、遺留分、「父に由来する財は父系に (paterna paternis)」の原則 (主に傍系の相続の場合の原則であって、父系に由来する財産は父系の親族に分配されるべきとするものであり、慣習法地域では一般的な原則である: Lévy=Castaldo

が十分でなく、遺言によって手当をする他なかった。そのような状況にあって、特にラングドック地方では、相続秩序の形成手段、家産の維持手段として信託的補充指定が早くから導入され、広く活用されていた⁽²²⁾。

第2に、トゥールーズという都市の重要性である。トゥールーズは、1271年にフランス王国に編入された後、地の利を活かして商業都市として発展する。15・16世紀は染料となる大青取引によって国際的な商業都市に成長し、16世紀後半にアメリカ産の安価で良質な染料に圧されてからは、輸送業の発展によって栄えた⁽²³⁾。このような重要性もあつてか、トゥールーズのパルルマン（parlement）が成文法地域の中心的存在であった⁽²⁴⁾。そのため、特に第2編第1章で述べる通り、財産的に潤っている者が信託的補充指定を積極的に利用し、それをトゥールーズのパルルマンが擁護することもあった⁽²⁵⁾。

以上の理由から、本稿では、トゥールーズを中心とするラングドック地方から素材を得ている。但し、本稿では必要に応じて、同じく成文法地域のプロヴァンス地方等における事例も参照し、更には、慣習法地域における事例も参照する。

[資料の利用法]

他方で、本研究は、歴史を素材とする研究ではあるが、純粋な歴史研

[2010], n° 820, p. 1181) や、長子権、男性優位権、同族取戻権 (retrait lignager), 一定の財産の贈与の禁止などが存在する (Augustin [1980], p. 50)。

(22) 但し、成文法地域には信託的補充指定を特に必要としない地域もあった。例えば、成文法地域でも南西部、或いは、ガスコーニュ地方では、その地域の慣習法によって家産の維持手段が整備されていたようである (Augustin [1980], p. 50)。

(23) 宮崎揚弘 [1994], p. 12; 宮崎揚弘 [2009], p. 175.

(24) 「高等法院」と訳されることもあるが、本稿では「パルルマン」と表記する。その成り立ちは、山口俊夫 [1978], pp. 33-34 にまとめられている。

(25) Augustin [1980], p. 51.

究ではない。本研究は、歴史研究に対して寄与することを目的とせず、あくまでも、現代フランスの法学界が把握するところの歴史的展開を、比較法研究の基礎作業として理解しようとしている。かかる本稿の特性に関連して、次の点を指摘する必要がある。

まず、本稿はフランス人の手による信託的補充指定に関する研究書を軸とする（特に第1編第2章以下）。Petitjean [1975] と Augustin [1980] がそれであり、前者では主に9世紀から15世紀の南仏における信託的補充指定の生成と展開の様子が扱われており、後者では18世紀のラングドックにおける信託的補充指定の分析と1747年の補充指定王令の分析がなされている。この2つのテーズ（博士論文）は、フランスにおける信託的補充指定の歴史に関する最も基本的な文献である。⁽²⁶⁾ 本稿は、この2つの作品を通じて、信託的補充指定の歴史に関するフランスの学界による理解を把握する。

次に、本稿は財産処分に関する証書を多数取り扱うが、証書の現物は参照せず、Petitjean [1975] と Augustin [1980] に引用されている文言をそのまま用いており、特に原典の指示はしない。本研究は歴史研究ではなく、現代のフランスにおける信託的補充指定の理解を把握しようとしているため、むしろ、これらの研究がどのような証書を選定し、それ⁽²⁷⁾によってどのような議論を展開しているかに注目する。

(26) Castaldo [1997], p. 480, note 11 の指摘による。また、この2つのテーズは、Malaurie [2006, 1], p. 364, note 5 においても参考文献として紹介されている。

(27) したがって、本稿では実際の遺言等の例を提示するが、証書を網羅的に調査したわけではないため、ある処分がある地域でのみ検出された、であるとか、その処分がその地域における最初の処分である、などと主張するものではない。

C. 本稿の課題

1. 課題設定

以上を踏まえると、本稿の課題は次の2点にまとめられる。

第1点は、「フランスの信託的補充指定の利用法をその存続期間に注目しながらまとめ、その問題点を示すこと」である。信託的補充指定の豊かな用例を要約することは非常に困難であるが、存続期間が長期間のもの（被指定者2階位以上）と短期間のもの（被指定者1階位限り）とに大別した上で、その用例と目的を示す。また、長期間存続する信託的補充指定については、多様な問題点が指摘されていたため、それを示すことも本稿の課題である。

第2点は、「フランスの信託的補充指定における期間制限の内容とその意義を示すこと」である。1804年のフランス民法典における「許容される補充指定」は、被指定者1階位に限り有効性が認められ、それが2006年改正後も維持されている。それでは、この1階位という制約は何に由来するのか。フランス革命期における立法やそれを巡る議論が重要な意味を持つが、フランス革命に至るまでの信託的補充指定の規制立法も重要な検討対象である。

2. 本稿の構成

以上の課題に答えるために、本稿では信託的補充指定の生成過程から検討を開始する。本稿の構成は以下の通りである。

〔第1編〕

第1編では、信託的補充指定の生成の様子を示す。

第1章はフランスの信託的補充指定を理解するための準備作業として、ローマ法を検討する。フランスの信託的補充指定は、ローマ法の補充指定と信託遺贈が組み合わさって生成したため、第1章ではその両者を分析する。このとき、第2章以下で登場する事柄の起源を包括的に示すため、扱う時代もある程度の広がりをもつ。特に信託遺贈の分析はビザ

ンツ期にまで及ぶ。

第1章の第1節では、補充指定を分析する。普通補充指定を基本形態として、その他の派生類型が存在するのだが、その共通する性質として、相続人（受遺者）が欠如する場合に備えて、別の相続人（受遺者）を補充的に指定するものであることを示す。

第2節では、信託遺贈を分析する。信託遺贈は、元来仲介者を通じて受領能力のない者に財産を与えるための仕組みであったが、次第にある種の相続秩序を形成する手段に発展することを示す。信託遺贈を用いることで、連続する複数の世代にわたり相続人が定められると共に、一定の財産がその相続人に承継されるのである。この複数階位の信託遺贈が、後の信託的補充指定の生成を準備する。さらに、ビザンツ期になると、複数階位の信託遺贈に対する最初の規制立法が登場する（新勅法集成159号）。この立法が後の規制立法に影響を及ぼすであろう。

第2章より、信託的補充指定に関する考察が始まる。第2章では、主にトゥールーズを中心とする成文法地域に焦点を当てて、ローマ法の補充指定と信託遺贈に基づき、「信託的補充指定」が生成する様子を観察する。本章の検討は主に Petitjean [1975] に依拠する。ここで示すのは、次の3点である。

第1に、信託的補充指定が生成するよりも前の中世フランスでは、宗教目的の贈与に用益権の設定を組み合わせる慣行があった。死後の魂の救済を贈与によって実現すると共に、現世における生活手段を用益権によって確保するのである。かかる用益権の設定は、家産維持目的の贈与にも拡大され、信託的補充指定生成の土壌が整う。かかる事情を検討することにより、信託的補充指定と用益権設定の間の連続性を示す（序）。

第2に、かかる土壌の上に、遺言慣行が復活し、その遺言の中で信託的補充指定が用いられる。そこで、信託的補充指定生成後の利用法を検討することにより、信託的補充指定がその生成直後から相続秩序の形成手段として活躍する素地があることを示す。一定の財産が一族の中で順

に承継されるように、一族の中から相続人を連続して指定するのである（第1節と第2節）。

第3に、信託的補充指定の生成は、実務家と法学者との協働によって実現されるのだが、この時、学説の営みによって信託的補充指定が補充指定の一類型として位置づけられていることを示す（第3節）。

ここまでの考察を終えることで、信託的補充指定を分析する準備が整い、第2編につながる。

〔第2編〕

第2編では、第1編で検討した内容を踏まえて、信託的補充指定のその後の展開を追跡し、本稿の課題に答えるための手がかりを抽出する。本編の検討は主に Augustin [1980] に依拠する。Augustin [1980] は18世紀におけるトゥールーズを中心とするラングドックの信託的補充指定を検討する тезис（博士論文）であるが、主に時系列順に検討を進めつつ、被指定者2階位以上の長期間の信託的補充指定を検討する際は、18世紀より前の時代も広く検討対象に含めている。そこで、本稿は Augustin [1980] の構成に従って各素材を時系列順に扱うことにし、第1章においては長期間のものを、第2章と第3章においては短期間のものを分析する。

第1章では、14世紀以降のフランスにおける、複数階位の「長期間継続する」信託的補充指定（段階的補充指定）の利用とそれに対する立法的規制を検討することにより、長期間継続する信託的補充指定の目的と、かかる信託的補充指定の問題点を示す。

段階的補充指定は複数世代にわたって事前に相続人を指定するために用いられ、主に貴族が独自の相続秩序を形成する手段として利用した。ところが、段階的補充指定をめぐる問題点が意識されると、フランス王権からの規制がかかる。本稿ではその規制の内容として、階位数制限と公示の2点に焦点を当てた上で、16世紀のオルレアンの王令・ムーラン

の王令から大法官ダゲッソーによる1747年の補充指定王令までの諸立法を検討する。

しかし、王権による規制は実効性を有しない。当初は、成文法地域からの抵抗を受けるが、次第に、段階的補充指定の利用頻度が下がり、規制自体が空振りに終わる。とはいえ、段階的補充指定が利用されないからといって、信託的補充指定が廃用となったわけではない。段階的補充指定に代わって多用されるのは、一階位限りの補充指定、すなわち、継伝義務者に加えて被指定者が1階位のみ補充指定である。

そこで、第2章で検討するのは、(主に18世紀における)1階位限りの「短期間の」補充指定である。実は、「一階位限りの補充指定」に寄せられる要求は多様であり、その要求に合わせて多様な類型が見受けられる。そこで、本稿ではその目的に注目し、各類型に応じて多様な目的の実現が目指されていた一方で、各類型で共通して、一定の財産が一族から流出することの阻止が目指されたことを示す。

以上が、フランス革命期に至るまでの、信託的補充指定の変遷である。この変遷が、フランス革命期の諸立法や1804年のフランス民法典における「許容される補充指定」に結びつく。

第3章では、フランス革命期における信託的補充指定を巡る立法と実務の動き、そして、「許容される補充指定」が民法典の中に組み込まれる過程を分析する。この時期の特色は、信託的補充指定の禁止というこれまでにない事象が生じたことと、かかる禁止原則を前提にして、民法典の中に一階位限りの補充指定が取り込まれたことである。したがって、本章の分析もその点に注目して行われる。本章では次の2点を示す。

第1に、信託的補充指定が禁止されるに至る過程とその理由を検討することによって、信託的補充指定の禁止がその貴族的性格を理由としたものであり、一階位限りの補充指定の有用性は注目されなかったことを指摘する。逆に言うと、民法典の中に信託的補充指定を取り込む余地が、ここに生じる。

第2に、1804年のフランス民法典で許容された信託的補充指定は、本人→子→孫の類型と本人→兄弟姉妹→甥姪の類型の2つ限りであるが、これは、本編第2章で登場する類型の内、一定の類型を基礎として構築されている。そこで、この「許容される補充指定」は、1階位限りであるからこそ長期間の補充指定特有の問題が生じないと考えられたこと、そして、継伝義務者から処分権を奪う点に短期間の信託的補充指定の有用性が認められたことを示す。

第1編 信託的補充指定の生成

本編では、信託的補充指定の生成過程を検討する。フランスの信託的補充指定は、11世紀頃、遺言慣行の復活に伴って成立するのだが、その道具はローマ法に負っている。本稿では、“substitution fidéicommissaire”を、「信託的補充指定」と訳しているが、原語に忠実に訳するならば、「信託遺贈的 (fidéicommissaire) 補充指定 (substitution)」である。このように、ローマ法における「補充指定 (substitutio)」と「信託遺贈 (fideicommissum)」が素材となっている。したがって、信託的補充指定研究の準備作業としてローマ法における「補充指定」と「信託遺贈」を検討するところから本稿の考察を開始する（第1章⁽¹⁾）。

[本編の構成]

第1章では、第1にローマにおける補充指定を検討する。ここで示す補充指定の諸類型は、第2章以後における各種の補充指定を分析するための参照軸となる。第2に、信託遺贈を検討する。ここで示す信託遺贈の用法が、後の信託的補充指定の生成を準備するものであり、さらに、後の信託的補充指定に対する規制立法の淵源がここで登場する。第1章は、

(1) Augustin [1980]も、ローマ法の補充指定と信託遺贈から、信託的補充指定の生成に関する説明を開始している (Id., p. 52)。

第2章以下で登場する信託的補充指定を理解するための準備作業であるため、それに必要な限りでローマ法上の素材を示す。

第2章では、信託的補充指定の成立過程を検討する。ここで示すのは、次の3点である。第1に、信託的補充指定が生成するよりも前の中世フランスでは、宗教目的の贈与に用益権の設定を組み合わせる慣行があった。死後の魂の救済を贈与によって実現すると共に、現世の生活手段を用益権によって確保するのである。かかる用益権の設定は、家産維持目的の贈与にも拡大され、信託的補充指定生成の土壌が整う。かかる事情を検討することにより、信託的補充指定と用益権設定の間の連続性を示す(序)。

第2に、かかる土壌の上に、遺言慣行が復活し、その遺言の中で信託的補充指定が用いられる。この流れを検討する中で、信託的補充指定が家産維持目的で利用され、長男子優位条項が付されたり、数世代更新されたりするなど、後の信託的補充指定の展開を予感させるような事象が見られることを示す(第1節と第2節)。

第3に、信託的補充指定に関する初期の学説の営みを検討することにより、信託的補充指定が補充指定の一類型としての地位を獲得する過程を示す(第3節)。

第1章 ローマ法における補充指定と信託遺贈

序

本章では、ローマ法における補充指定と信託遺贈を分析する。両者は異なる制度ではあるが、信託的補充指定の生成を示すにあたり、ここでまとめて採り上げるのが有益である。

さて、ローマの相続⁽²⁾において、遺言相続と無遺言相続のどちらを原則的形態と考えるか、については争いがある。伝統的には遺言相続を原則

(2) ローマ法の相続法分野を理解することの難しさにつき、田中実[2001], p. 145の指摘が有益である。

とする考え方が有力に主張されていたが、その考えも相対化されているようであり、⁽³⁾現在では無遺言相続が原則であったことが承認されている。⁽⁴⁾ここでは、かかる論争には参加しないが、後の議論のために以下の点を確認しておく。

十二表法（BC 5 世紀半ば頃）を参照すると、例えば、第 V 表⁽⁵⁾ 4 は次のように規定する。

「もし彼に相続人なく、無遺言にて死亡したならば、最近の宗族が⁽⁶⁾家産を所有せよ。」

Si intestato moritur, cui suus heres nec escit, adgnatus proximus familiam habeto.

このように、被相続人が遺言をせずに死亡した場合は無遺言相続が開始する。無遺言相続における相続人は平等に取り扱われており、男性の女性に対する優越や長子の次子以下に対する優越も認められていない。⁽⁷⁾ここに遺言が活躍する余地があったと考えられる。

とはいえ、単純に、遺言が古くから活用されていたと理解することはできない。なぜなら、十二表法制定当時の遺言の方式としては、「民会⁽⁸⁾における遺言（testamentum comitiis calatis）」と「出陣軍隊の面前にお

(3) 真田芳憲 [1967] は、古代ローマにおける遺言相続の原則性について検討し、少なくとも共和制末期までは無遺言相続が原則であったと主張する。

(4) 佐藤篤士 [1993], pp. 86-87.

(5) 十二表法の第 V 表は、主に遺言相続や後見について規定する。

(6) 原文・訳文ともに、佐藤篤士 [1993], pp. 84-85 に依拠した。

(7) Johnston [1999], p. 52.

(8) 「民会における遺言」とは、民会の介入によって成立する遺言であり、遺言のための民会は 1 年に 2 回、3 月 24 日と 5 月 24 日に開催された (Watson [1971], p. 8)。

ける遺言 (testamentum in procinctu)⁽⁹⁾」2つが存在していたが、後者は出征軍人のための特殊な遺言であり、前者も、平時に利用されるとはいえず、一年に2回、遺言をなすために招集される民会 (comitia calata) でなければ作成できないため、いずれにしても特殊な場合に作成される遺言であったと考えられるからである。⁽¹⁰⁾

しかるに、民会における遺言を作成する機会が一年に2回しかないことは、当然重大な不都合として意識されるようになる。このような不都合から生み出された遺言が「銅と秤による遺言 (testamentum per aes et libram)」である。この遺言は、信頼できる第三者 (家産購買者 (familiae emptor)⁽¹¹⁾) に銅と秤の行為の方式 (握取行為 (mancipatio)⁽¹²⁾) でもって財産を譲渡した上で、本人死亡時には本人の命じた通りにその財産を処分させるというものである。⁽¹³⁾ その方法を簡単に述べると、まず、握取行為による財産売却の手続がなされる。家産購買者は通常の握取行為とは異なる式語を述べる。⁽¹⁴⁾ この時、家産購買者は所有者となるわけではなく、⁽¹⁵⁾

(9) 「出陣軍隊の面前における遺言」とは、出陣を準備して武装した軍隊の面前において、口頭で意思の表示をすることにより成立する遺言である。訳語も含め、この説明は、船田亨二 [1971] n° 728, p. 286 に基づく。

(10) 佐藤篤士 [1993], p. 87を参照。

(11) 実際、民会における遺言は次第に使われなくなり、共和政後期には存在しなかったようである (Watson [1971], p. 8)。

(12) 握取行為とは、所有権を承継取得するための行為の1つであって、手中物 (res mancipi) の譲渡のために用いられる。この行為は、5人の証人と1人の秤持ちの面前で所有権譲渡の当事者が行うものであり、譲受人が一定の式語を唱えた後、象徴としての売買代金を譲渡人に交付する。その概要は、クリンゲンベルク [2007], pp. 56-57を参照。

(13) Gaius, 2.102.

(14) Gaius, 2.104. なお、船田亨二 [1971], n° 725, pp. 274-75の説明を参考にしている。

(15) その文言は次の通りである。

「予は汝の家産および金銭が汝の委託および予の保管の内にあることを宣言する。そうして、汝が公法にしたがい適法に遺言を作成するこ

最終的な譲受人のための介在者となるに過ぎない。⁽¹⁶⁾次に、遺言者本人は遺言書を手にして証人に向かい、「予はこれらの物をこの蠟板に記載したるが如くに供与し遺贈し遺言する。汝らローマ市民よ、予のために証言を与えよ（HAEC ITA VT IN HIS TABVLIS CERISQVE SCRIPTA SVNT, ITA DO ITA LEGO ITA TESTOR, ITAQVE VOS, QVIRITES, TESTIMONIVM MIHI PERHIBETOTE）」という言明（nuncupatio）をなす。この「言明（nuncupatio）」は、中世フランスにおける遺言を検討する際に、再び目にするであろう。

このような遺言の登場に伴って、ようやく遺言が一般的に用いられるようになったと考えられる。⁽¹⁷⁾もちろん、それほど財産を有しない者は遺言とも疎遠であったろうが、⁽¹⁸⁾一定量の財産を有する者は遺言をする必要性を感じたであろう。その目的は、「家内相続人中の特定の1人に家長権を包括的に承継させて、その家が数人の相続人の間に分裂またはその家の存続に不相当と信ずる者が相続することを避け、さらに、家内相続人がない場合には、そのために家が消滅して財産だけが家外相続人に移るに至ることを避けるため⁽¹⁹⁾」であると指摘されている。既に述べた

とができるように、これらの物はこの銅および秤で予に買得されよう。」
FAMILIAM PECVNIAQVE TVAM ENDO MANDATELA TVA
CVSTODELAQVE MEA QVO TV IVRE TESTAMENTVM FACERE
POSSIS SECVNDVM LEGEM PVPLICAM, HOC AERE, AENEAQVE
LIBRA, ESTO MIHI EMPTA (Gaius, 2.104. 訳は、ゲーイウス [1943],
p. 134 による。)

以下、ゲーイウス『法学提要』を引用する場合、原文は、*The Institutes of Gaius*, translated with an introduction by W. M. Gordon and O. F. Robinson, with the Latin text of Seckel and Kuebler, Duckworth, 1988 に依拠する。邦訳は、ゲーイウス [1943] によるが、適宜訳語等に手を加えている。また、Gaius, *Institutes*, texte établi et traduit par Julien Reinach, 5^e tirage, Les Belles Lettres, 2003 も併せて参照している。

(16) Gaudemet=Chevreau [2009], p. 99.

(17) 佐藤篤士 [1993], p. 87.

(18) 真田芳憲 [1967], pp. 104-105.

通り、十二表法における無遺言相続では、家内相続人のすべてに均等の相続権を認めており、特定の1人（例えば男子）を優越させることはなかったため、財産の細分化を防止するためには遺言を用いるほかなかったのである。

〔本章の構成〕

以上を前提にして、遺言の中でなしうる2つのことを検討する。いずれも、後に信託的補充指定を分析するにあたり必要不可欠な素材である。

第1節では、「補充指定」を検討する。遺言の有効性のために不可欠なのが「相続人の指定」であり、「相続人の指定は全遺言の頭首にして基礎⁽²⁰⁾」なのであるが、被指定者が相続をする能力を有しないこともあれ

(19) 船田亨二 [1971], n° 717, p. 257.

(20) Gaius, 2.229. この一節は相続人指定が遺言のために不可欠であることだけでなく、相続人指定が他の終意処分⁽²⁰⁾に先行しなければならないことも指摘する。

「遺贈は相続人指定の文言より前に記載せられたるときは無効とする。これ、およそ遺言は相続人の指定によって効力を得、したがって相続人の指定は全遺言の頭首にして基礎なりと解されるが故なり。」(ガイウス [1943], p. 171)。

Ante heredis institutionem inutiliter legatur, scilicet quia testamenta uim ex institutione heredis accipiunt, et ob id uelut caput et fundamentum intellegitur totius testamenti heredis institutio.

以上の相続人指定に対して、遺言者は、一定の者を遺言において明示的に「廃除する (exheredare)」必要があったことにも触れておく必要がある。古典期における原則は次の通りである (Watson [1971], p. 41 による)。第1に、家長権に服する (in potestate) 男子は、指名して (nominatim) 相続人に指定するか廃除しなければならない。さもなくば、遺言は無効となる (Gaius, 2.123 et 127)。第2に、家長権に服する女子とその他の卑属は包括して廃除することができる。相続人指定や廃除がなされなくても遺言は有効であるが、被指定相続人に加わって一定割合の相続財産を受け取る (Gaius, 2.124 et 128)。第3に、後生子 (postumi sui—遺言作成後に出生した子。Watson [1971], p. 41 による) は、相続人指定か廃除をせねばならず、黙過した場合、遺言は無効となる (Gaius, 2.130 et 131)。

ば、そもそも相続を望まないこともある。そのような場合に、遺言の失効を防ぐため、次順位の相続人を指定することができる。それが補充指定である。補充指定には、基本形態たる普通補充指定と、その他の派生類型が存在するのだが、共通する性質として、相続人（受遺者）が欠如する場合に備えて、別の相続人（受遺者）を補充的に指定するものであることを示す。

第2節では、「信託遺贈」を検討する。遺言には、相続人指定の他にも、後見人の指定、奴隷の解放、遺贈等の終意処分も含むことができるが、ここで検討するのは、その終意処分の1つの「信託遺贈」である。信託遺贈が登場した当時の用法を超えて、相続秩序の形成手段として用いられるようになること、そして、それに対する規制立法が登場することを示す。この規制立法は新勅法集成159号であるが、第2章以下における議論に登場するため、本章においては時代を広くとって素材を収集する。

なお、本稿は主に Petitjean [1975] と Augustin [1980] を参照しているが、両書ともローマ法についてまとまった記述をしていないため、本稿では両書以外の先行業績に依拠しつつ、本編第2章以下の検討に必要な限りで議論を進める。

第1節 補充指定

本節では補充指定を検討する。第1に、普通補充指定を検討する。これは相続人が何らかの事情で相続することができない場合に備える手段である（A）。これはあくまでも自身の遺言を補充するものにすぎないが、さらに進んで、相続人が遺言できない場合に備えて、「相続人の遺言を代わって行う」という補充指定も現れた。第2に検討するのは、この特殊な補充指定である（B）。

A. 相続人が存在しない場合に備える補充指定—普通補充指定⁽²¹⁾

ここで検討するのは、普通補充指定 (substitutio vulgaris) である。これは、最初に相続人として指定された者が、何らかの事情で相続することができない (しない) 場合のための手だてである。すなわち、被指定者が遺言者よりも先に死亡したり⁽²²⁾相続人となるのを拒んだり⁽²³⁾した場合の

(21) 邦語文献による包括的な説明として、船田亨二 [1971], n° 731, pp. 294 et s. を参照。

(22) 遺言により相続人に指定された者が遺言者よりも前に死亡した場合、その遺言は失効する (船田亨二 [1971], n° 733, p. 302)。

(23) 債務超過の場合が典型であると考えられる。被相続人の債務は、その債務が被相続人の死亡によって消滅しない限り、相続人がその債務について無制限に責任を負う。そこで、相続人は、相続財産が債務超過の場合、家内相続人 (domestici heredes) であれば相続拒絶の利益 (beneficium abstinendi) を享受することによって、家外相続人 (extranei heredes) であれば相続を拒絶すること (repudiare hereditatem) によって、その無制限の責任を回避することができた (Kaser=Knütel [2014], p. 411; カーザー [1979], p. 583. 以下 Kaser=Knütel [2014] を引用する際は、カーザー [1979] (M. Kaser, *Römisches Privatrecht*, 10. Aufl., C. H. Beck の邦訳) の該当頁も指示する)。

家内相続人 (或いは、自権相続人 sui heredes) とは、家長死亡のときにこれと直接の関係でその家長権に服していた者であって、家男、家女、夫権に服する家長の妻、家長の生存中にすでに死亡または父権免除を受けた家男の男女子およびその妻で家長権に服していた者である (船田亨二 [1971], n° 736, p. 310)。市民法上、家内相続人は、被相続人を当然に、自身の意思に反していても相続することを要し、放棄することができない。かかる意味において、家内相続人は「必然相続人 (heres necessarius)」である。しかし、法務官法上、家内相続人には一定の場合に相続を免れる (se abstinere) 権能が与えられており、それが、相続拒絶の利益である (Kaser=Knütel [2014], pp. 399-400 ; カーザー [1979], p. 567)。

これに対して、奴隷解放されると同時に相続人に指定された者も家内必然相続人である。しかし、この者には相続拒絶の利益は与えられなかった。そのため、債務超過の被相続人は、遺産破産とそれに伴う破廉恥を被解放奴隷に押し付けようとするのであるが (Kaser=Knütel [2014], p. 400 ; カーザー [1979], p. 567), 法務官は被解放奴隷に財産分離を認め、遺産債権者

ために、別の相続人を立てるといふものであり、停止条件付の相続人指定⁽²⁴⁾である。なお、相続人指定に停止条件を付することは、一定の場合を除き認められていた。⁽²⁵⁾その一定の場合とは、例えば、一度相続人となった者は永久に相続人であって、この原則に反するような条件や、不能・不適法または不道徳な停止条件⁽²⁶⁾であり、このような条件が付された相続⁽²⁷⁾

の執行を遺産に制限することで被解放奴隷を守ることもあった（Kaser=Knütel [2014], p. 411; カーザー [1979], p. 583）。

なお、「財産目録の利益（beneficium inventarii）」が認められるのは、後のユースティニアヌス帝法においてである。財産目録の利益とは、相続債権者に対する弁済の責任を相続財産の限度に制限するものである（C.6.30.22）。

(24) “substitutio” という語は、“sub” と “institutio” の組み合わせから成っている。文字通り補充的な相続人指定である。

(25) なお、補充指定がなされない状態で相続分の空位が生じた場合、遺言相続人が複数名存在するならば、当初の相続人の取得すべき相続財産については、無遺言相続が行われるのではなく、他の遺言相続人の相続分となる。なぜなら、遺言相続と無遺言相続は互いに排他的な関係にあるからである（風間鶴寿 [1965], pp. 97-98 を参照）。

(26) 以下の記述は、船田亨二 [1971], n° 730, p. 293 による。

(27) Inst. 2.14.9.

「相続人は、無条件に、或いは一定の条件の下で指定されることができる。ある時期から、または、ある時期までというように指定されることはできない。例えば、『予の死後5年後』、或いは、『いついつの朔日から』または『いついつの朔日まで相続人たれ』などである。そこで、付け足された期限は余分であるとみなすように決したのであり、あたかも無条件で相続人に指定されたかのようにするよう決したのである。」

Heres et pure et sub condicione institui potest. ex certo tempore aut ad certum tempus non potest, veluti ‘post quinquennium quam moriar’ vel ‘ex kalendis illis’ aut ‘usque ad kalendas illas heres esto’: diemque adiectum pro supervacuo haberi placet et perinde esse, ac si pure heres institutus esset.

(28) Inst. 2.14.10.

「相続人指定や遺贈における不可能な条件や、信託遺贈や奴隷解放における不可能な条件は、書かれていないものとみなされる。」

人指定は条件や期限のつかない単純な相続人指定として扱われる。

さて、普通補充指定の具体例は次のようなものである。すなわち、遺言者Aがある者Bを財産の全部または一部について相続人に指定し、それと同時に、Bが相続しない場合に備えて、他の者Cを補充的な相続人に指定するというものである。このCに加えて、さらに第2、第3の補充相続人を指定することもある。なお、ここでは補充指定を相続人指定の補助手段として採り上げたが、第1受遺者が欠如する場合に備えて、補充的に他の者を受遺者に指定するように、遺贈においても使用可能である。⁽³⁰⁾

B. 相続人が遺言できない場合に備える補充指定⁽³¹⁾

普通補充指定から一步進んで、他人のための遺言という性格を有する補充指定が用いられた。1つは未成熟者のための補充指定であり(1)、もう1つは、(未成熟者のための補充指定に)準ずる補充指定である(2)。

Impossibilis condicio in institutionibus et legatis nec non in fideicommissis et libertatibus pro non scripto habetur.

(29) Gaius, 2.174に、具体例が見られる。

「ルーキウス ティティウスは相続人たるべし。しかして汝がこれについて知り、かつ、為し得る時より100日以内に熟慮承認を為すべし。熟慮承認を為さざるときは相続より廃除せらるべし。然るときはマエウィウスは相続人たるべし。しかして汝は100日以内に熟慮承認を為すべし、云々」(ガーイウス [1943], p. 154)

L. TITIVS HERES ESTO CERNITOQVE IN DIEBVS CENTVM PROXIMIS, QVIBVS SCIES POTERISQVE. QVOD NI ITA CREVERIS, EXHERES ESTO. TVM MEVIVS HERES ESTO CERNITOQVE IN DIEBVS CENTVM et reliqua.

(30) 船田亨二 [1971], n° 770, p. 402.

(31) 邦語文献による包括的な説明として、船田亨二 [1971], n° 731, pp. 295 et s. を参照。なお、B. Perrin, «La substitution pupillaire à l'époque de Cicéron», RHD xxvii, 1949, pp. 335 et s. et pp. 363 et s. も参照。

1. 未成熟者のための補充指定

未成熟者のための補充指定は、他人のための遺言という性質を有している。そして、その性質のために若干の問題が生じていた。そこで、未成熟者のための補充指定の概要を説明した後（a）、その性質を検討する（b）。

a. 概要

未成熟者のための補充指定（*substitutio pupillaris*）は、相続人が遺言をなす年齢よりも前に死亡する場合のための手だてであって、既に古典期には認められていたと指摘されている⁽³²⁾。具体的には、未成熟者である相続人Bが遺言をする前に死亡する場合に備えて、予めBのための相続人を指定するというものである。その文言の例を掲げよう⁽³³⁾。

「予の家子ティティウスは予の相続人たるべし。予の家子が予の相続人と成らずまたは予の相続人と成り、しかして自ら自己を保護する年齢に達する前に死亡したるときは、セイウスは相続人たるべし」
TITIVS FILIVS MEVS MIHI HERES ESTO. SI FILIVS MEVS MIHI
HERES NON ERIT, SIVE HERES MIHI ERIT ET IS PRIVS
MORIATVR QVAM IN SVAM TVTELAM VENERIT, TVNC SEIVS
HERES ESTO.

この引用文を読む限り、未成熟者のための補充指定には普通補充指定が含まれている（「予の家子が予の相続人と成らず」）。もちろん、文言上この両者を含んでいることが明らかであれば問題はない。しかし実際

(32) 但し、未成熟者に遺言能力がないことだけが問題ではなく、未成熟者は家長権の承継者という意味における真の相続人たり得ないことも問題であった（船田亨二 [1971], n° 731, p. 295）。

(33) Gaius, 2.179. 邦訳はガーイウス [1943], p. 156 を参照。

は、未成熟者のための補充指定の中に普通補充指定が含まれているか否かが明らかでない場合も存在した。そこで、この点が問題となった事件を検討する。「クリウス事件 (causa Curiana)」(BC 90年頃⁽³⁴⁾)である。

〔クリウス事件〕

この事件は、⁽³⁵⁾コーポーニウス (Coponius) という者が遺言において、自身の死後に自身の子が存在するときはその子を相続人に指定し、その子が成熟期に達する前に死亡するときはクリウス (Curius) を相続人に指定したことに端を発する。遺言者コーポーニウスは、妻が懐妊していると信じていたのである。しかし、遺言者の死亡時に子が出生していなかったため、無遺言相続人のコーポーニウス (遺言者の最近の宗族) とクリウスとの間で相続人の地位を巡って紛争が生じた。遺言を厳格に理解するならば、遺言者が子が出生した上で成熟期に達する前に死亡したわけではないので、クリウスは相続人にならないことになるが、他方で、件の遺言は最初に指定した相続人が存在しない場合に備えたものであると理解するならば、クリウスを相続人とすることになる。このように、問題自体は非常に細かい。とはいえ、クリウスを弁護したのが著名な弁論家であり政治家でもあるルーキウス・リキニウス・クラッスス (Lucius Licinius Crassus) であり、他方で、コーポーニウスを弁護したのが著名な大法学者クイーントゥス・ムーキウス・スカエウォラ

(34) キケローはクリウス事件に頻繁に言及している。例えば、キケロー『弁論家について』の1.39.180, 1.56.238, 1.57.242, 2.6.24, 2.32.140-141, 2.54.221を参照。同事件に関する邦語文献は、真田芳憲「共和政末期における弁論術 Rhetorica と法学の解釈方法」法学新報74巻2・3号166頁以下(1967年)；西村隆誉志 [1982年], p. 179 et s.; 吉村朋代 [2013], pp. 91 et s. を参照。なお、クリウス事件の起こった共和政末期における法学・法学者の在り方については、林智良 [1997] を参照。

(35) この段落の叙述は、Lévy=Castaldo [2010], no 911, p. 1283 に依拠し、船田亨二 [1971], n° 731, p. 297で補充している。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

(Quintus Mucius Scaevola)⁽³⁶⁾であったこと、そして、クラッススは遺言の解釈につき遺言者の意思を重んじ、公平に従うべきことを主張し、スカエウォラの主張（遺言の文言に重きをおき厳密な解釈を主張）に優越したためつまり、補充相続人として指定されたクリウスが相続人となるとの判断が示された一、法・法律行為の解釈原理上重要な論点を含んでいることから、重要な事件であると考えられている⁽³⁷⁾。本稿ではクリウス事件の歴史的意義についてこれ以上詳述しないが、さしあたり、未成熟者のための補充指定には（特段の留保がない限り）同じ人物を被指定者とする普通補充指定も含まれていることを確認しておきたい⁽³⁸⁾。なぜなら、未成熟者のための補充指定をした場合の、遺言の個数の問題（b）に関わるからである。

b. 他人のための遺言

次に、「相続人の遺言を代わって行う」と述べたことの意味を確認す⁽³⁹⁾る。まず、ガイウスは、前掲した未成熟者のための補充指定の文言を念頭において、家父の遺言と家子の遺言との「2個の遺言」があると述べている⁽⁴⁰⁾。すなわち、未成熟者のための補充指定がなされた場合、一方

(36) スカエウォラの人物像については、林智良 [1997], pp. 28 et s. et pp. 99 et s. を参照。

(37) 但し、ローマにおける法解釈に対するクリウス事件の意義については、その重要性を相対化する見方も示されている。西村隆誉志 [1982], p. 188 の引用文献を参照。

(38) この解決は、後に皇帝マルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius: 在位161年～180年) と皇帝ルーキウス・ウェールス (Lucius Verus: 在位161年～169年) の勅法に採用されることになる (D.28.6.4.pr.)。

(39) この段落の叙述は、Lévy=Castaldo [2010], n° 911, p. 1283 に依拠し、Girard [1929], p. 884 で補充している。

(40) Gaius 2.180.

「この場合には、家子が相続人とならざるときは補充相続人が家長の相続人となる。これに反して、家子が相続人となり、しかして成熟期に達する前に死亡するときは、補充相続人は家子自身の相続人となる。

で、家子を相続人に指定すると共に、その家子が遺言者の死亡以前に死亡したこと等により相続人とならなかったならば、既述の通り普通補充指定の効力が発生し、補充相続人が遺言者の相続人となる（1個目）。そして、他方で、（普通補充指定としての効力は生じずに）家子が相続人となった後、その家子が成熟期に達する前に死亡したならば、補充相続人は未成熟者の相続人となる、ということである（2個目）。特に後者の場合は、遺言者が家子という他人のために遺言をするということになる。したがって、未成熟者が一度家父を相続した後、成熟期に達する前に死亡した場合、生存中に獲得した財産は家父の相続財産に限らずそれ以外の者から取得した財産も含めて、補充相続人が相続する⁽⁴¹⁾。そのため、ガイウスは「或いは、少なくとも2個の相続財産について1個の遺言あることは確實である」⁽⁴²⁾とも述べている。

したがって、この場合には2個の遺言ありとも言うべく、一は家長の遺言にして、他は家子自身がそのために相続人を指定したるものと同視せられる家子の遺言である。或いは、少なくとも2個の相続財産について1個の遺言あることは確實である。」（ガイウス [1943], p. 156)

Quo casu si quidem non extiterit heres filius, substitutus patris fit heres; si uero heres extiterit filius et ante pubertatem decesserit, ipsi filio fit heres substitutus. quam ob rem duo quodam modo sunt testamenta, aliud patris, aliud filii, tamquam si ipse filius sibi heredem instituisset; aut certe unum est testamentum duarum hereditatum.

(41) 船田亨二[1971], n° 731, p. 296.

(42) **Gaius 2.180**の前掲引用箇所を参照。そして、この立場はサビーヌス派の立場であると考えられており、例えば、サビーヌス派のヤウォレーヌスも同様の立場であると指摘される（Girard [1929], p. 884, note 4; Lévy = Castaldo[2010], n° 911, p. 1283, note 3）。

D.42.5.28.（ヤウォレーヌス『書簡集』第1巻一傍線は筆者による）

「家父が、未成熟の家子のために、成熟期よりも前に死亡するならば、相続人を補充指定することにした。その家子は、父の遺産を放棄し、それゆえ、家父の財産は〔債権者によって一筆者注〕売却された。その後、その家子に、ある遺産が帰属するのだが、その家子はその相続

の承認後に死亡した。余は問う。たとい、遺産が帰属した後であっても、法務官は、父の債権者に、その未成熟子に対する訴権を与えないだろう。それでは、補充相続人は、占有を受けた債権者に明らかに帰属する家父の財産から何も取得せず、また、補充相続財産から欠落した財産は債権者には帰属しない以上、債権者は未成熟子の財産においていかなる権利も獲得せず、それは未成熟子の相続が承認されるか否かとは関係がないことを考慮するならば、補充相続人に対する訴権は、父の債権者に与えられるべきか。余が大いに感動したことは、汝の教師たちは、遺言は1つであるとしたことである。答えは次の通りである。家父の遺産を放棄した家子に対し、法務官は、家父の財産が売却された後であっても、家子に対する訴権は与えられないとする。そして、たといその後に遺産が家子に帰属するとしても、債権者には返却されない。同じことは、家子のための補充相続人には遵守されるべきではない。なぜなら、家子ではなく家父の財産が売却されることによって、家子の体面が配慮されるからである。したがって、その後家子に属する物については、債権者には訴権が否定される。なぜなら、それは偶然獲得されたのであって、家父によって家子に帰するのではないからである。しかし、未成熟子が父の遺産に関与した後、補充相続人が家子に対して相続を承認したならば、その場合は、家父の遺産と家子の遺産は1つである。そして、その相続人〔補充相続人〕は、不本意ながらも、家父及び家子の全負債に義務づけられる。そして、防衛がなされない限り、補充相続人が義務を免れないように、常にその財産は売却され、また、家父の負債と家子の負債を分割することはできない。かかる事案においては、債権者に補充相続人に対する訴権が与えられるべきであると結論づけられる。しかし、もし、補充相続人が相続を承認しなければ、家父の債権者には、未成熟子が残す物に対する訴権が与えられるべきではない。なぜなら、未成熟子の財産は、家父の負債のために売却されるべきではないし、家子の獲得した物は家父の財産に帰属しないから。」

Iavolenus libro primo epistularum

Pater familias impuberi filio, si ante pubertatem decessisset, substituit heredem: is filius paterna hereditate se abstinuit ideoque bona patris venierunt: postea filio hereditas obvenit, qua adita decessit. quaero, cum praetor in ipsum pupillum, quamvis postea hereditas obvenisset, creditoribus tamen patris actionem non daret, an in substitutum creditoribus patris danda sit actio, cum ex bonis paternis, quae scilicet ad

但し、この点については争いもあったようである。⁽⁴³⁾ 例えば、マルクス・トゥッリウス・キケロー (Marcus Tullius Cicero) の『発想論 (De inventione)』では、家父死亡後の未成熟者が他の者から相続財産 α を受け取った後、成熟期に達する前に死亡した場合に、当該相続財産 α を相続するのは、未成熟者の家父が補充相続人として指定した者か、未成熟者の無遺言相続人か、という問題が論じられている。⁽⁴⁴⁾ 繰り返しになるが、

creditores missos in bona pertinent, nihil adquirat et cum creditores nihil iuris in bonis pupilli habuerint eorumque nihil interfuerit, adiretur necne pupilli hereditas, cum ea bona ommissa a substituto hereditate ad creditores non pertinebant. me illud maxime movet, quod praeceptoribus tuis placet unum esse testamentum. respondit: quod praetor filio, qui a paterna hereditate se abstinet, praestat, ne bonis patris eius venditis in eum actio detur, tametsi postea ei hereditas obvenit, creditoribus non reddat, idem in substituto filio herede servandum non est, quoniam filii pudori parcitur, ut potius patris quam eius bona veneant, itaque in id, quod postea ei obvenit, actio creditoribus denegatur, quia id ex adventicio adquisitum est, non per patrem ad eum pervenit. at cum substitutus filio hereditatem adiit, postquam pupillus se paternae miscuerit hereditati, tunc hereditas et patris et filii una est et in omni aere alieno, quod aut patris aut filii fuerit, etiam invitus heres obligatur: et quemadmodum liberum ei non est obligationem, ut non omnimodo, si non defenditur, ipsius bona veneant, ita ne separare quidem aes alienum patris et filii poterit: quo casu efficietur, ut creditoribus in eum actio dari debeat. quod si substitutus heres hereditatem non adierit, creditoribus patris in id, quod pupillus reliquit, actio dari non debet, quoniam neque pupilli bona venire debent propter aes alienum patris neque in bonis patris est quod pupillus adquisiit.

注目すべきは、上記の傍線を付した部分である。未成熟者のための補充指定が発効する場合、家父の遺産と家子の遺産は一体となり、それに対して1つの遺言があると理解されるのである。

(43) 詳しくは、Watson [1971], pp. 55-57 を参照。

(44) Cicero, De inventione, 2. 462. (邦訳として、キケロー [2000,1], pp. 98-99) を参照) 但し、この事案では、未成熟者のための補充指定の存在が明示されているわけではない。しかしながら、Watson [1971], pp. 55-57 は、

問題となっているのは、未成熟者が家父から相続した財産 β ではなく、未成熟者が家父の死亡後に第三者から相続した財産 α である。キケローはこの問題につき、両方の立場からの主張を試みながらも、一方の立場に与することなく議論を締めている。さて、この問題は、前の段落で述べた通り、後の古典期になると、補充相続人が相続するという⁽⁴⁵⁾ことで解決されている。したがって、キケローの活躍した共和政期においては、⁽⁴⁶⁾論争の余地が残されていたことが窺える。

最後に議論を元に戻して、未成熟者のための補充指定に関する具体的な問題の処理を列挙する。ここで採り上げるのは主に古典期の法学者の見解である。第一に、補充相続人は、家父の相続を承認したのであれば⁽⁴⁷⁾家子の相続も承認しなければならない。第二に、家父の必然相続人は家

未成熟者補充指定の存在を前提とした理解を示す。

(45) 言うまでもなく、ガイウスは古典期に活躍した法学者である。

(46) Watson [1971], p. 57. なお、政治家・弁論家として知られるキケローは法学にも造詣が深かったことを、念のため確認しておきたい。

(47) D.29.2.59. (ネラティウス・古典期前期)

「家父の相続人となった者は、家父の未成熟子 (filius impubes) の補充相続人でもあるならば、未成熟子の相続財産を放置することはできない。このことは、たとい、家父が未成熟者の生存中に死亡し、その未成熟者が未成熟のまま死亡したとしても、受け容れられるべきである。なぜなら、家父の相続人となる者は、必然的に未成熟者の相続人でもあるだろうから。なぜなら、もしその相続人をその意に反して拘束するのであれば、子の相続財産は家父の相続財産と結びつけられ、家父の相続人となる者であれば誰であれ、増加分の権利によって獲得されると考えられるから。」

Qui patri heres exstitit si idem filio impuberi substitutus est, non potest hereditatem eius praetermittere: quod sic recipiendum est etiam si vivo pupillo mortuus erit, deinde pupillus impubes decesserit. nam is qui heres exstiterit pupillo quoque heres necessario erit: nam si ipsum invitum obligat, coniungi eam paternae hereditati et ad crescendi iure acquiri cuicumque patris heredi existimandum est.

また、この点については、ヤウォレーヌス（古典期前期）も先に掲げた法文において (D.42.5.28)、家父の相続と家子の相続が一体として承認さ

子の補充相続人でもある。⁽⁴⁸⁾そして第三に、相続人指定をせずに未成熟者
のための補充指定をすることはできない。⁽⁴⁹⁾このように、家父の相続財産
と家子の相続財産とが個別に処分されるのではなく、一体的に処分され
ていたことが分かる。当然、かかる処置は例外的なものであったと想像
されるが、ローマの実際的な思考から許容されていたようである。⁽⁵⁰⁾

れることを前提としており、「家父の負債と家子の負債を分割することはできない」と述べている。

(48) D.28.6.2.4. (ウルピアーヌス・古典期後期)

「他方で、最初に自分自身のために相続人を指定して、その次に家子のために補充相続人を指定しなければならず、その文面の順序を変えてはならない。そして、ユーリアーヌスは、最初に自分自身のために、その次に家子のために相続人を指定しなければならないと考える。しかも、まず家子のために、その次に自身のために遺言をなすならば、これは有効ではない。この見解は、ブリタニア総督ウィーリウス・ルプス宛の帝の勅命において、正当にも是認されている。なぜなら、相続財産は2つであるとはいえ、1つの遺言が存在すると認められるわけだから。そして、このことから、もしある者が自身のために必然相続人を設けたならば、その者は同じ者を家子のために必然相続人とするのであり、死後に出生した者を未成熟子のために補充相続人とすることができるのである。」

Prius autem sibi quis debet heredem scribere, deinde filio substituere et non convertere ordinem scripturae: et hoc Iulianus putat prius sibi debere, deinde filio heredem scribere: ceterum si ante filio, deinde sibi testamentum faciat, non valere. quae sententia rescripto imperatoris nostri ad Virium Lupum Britanniae praesidem comprobata est, et merito: constat enim unum esse testamentum, licet duae sint hereditates, usque adeo, ut quos quis sibi facit necessarios, eosdem etiam filio faciat et postumum suum filio impuberi possit quis substituere.

(49) D.28.6.1.3. (モデスティヌス・古典期後期)

「家父は、自身のために相続人を指定しなければ、子たちのために補充相続人を指定することができない。なぜなら、相続人の指定がなければ、遺言に書かれたいかなることも有効ではないからである。」

Substituere liberis pater non potest nisi si heredem sibi instituerit: nam sine heredis institutione nihil in testamento scriptum valet.

2. 準未成熟者補充指定

次に検討するのは、未成熟者のための補充指定に準ずる補充指定 (substitutio ad exemplum pupillaris) という精神病者のためになされる補充指定である。これは、相続人が精神病者であって、その者がその病から回復しない場合に備えて、補充相続人を予め指定しておくというものである。比較的後の時代になってから認められた類型であり、ユースティニアヌス帝法に至ってようやくその概要を知ることができる。⁽⁵¹⁾

ここで気をつけなければならないのは、準未成熟者補充指定の使用には若干の制約があるということである。第一に、補充相続人に関する制約であり、原則として、精神病者の子孫の中から補充相続人を選ばなければならない、いない場合は精神病者の兄弟でも可能である。そして、そ

(50) 補充相続人は遺言者の相続人か未成熟者の相続人か、という問いに対する記述であるが、Watson [1971], p. 59 は、それぞれの問題に対して法学家が実際的な見地から判断を行い、理論的側面がそれほど重視されていなかったと指摘している。

(51) ガーイウス『法学提要』にも準未成熟者補充指定の記述は認められないようである。

(52) Inst. 2.16.1.

「かかる見解に喚起されて、朕の勅法集成に規定を定めたのだが、ここでは次のように定められた。すなわち、性別や親等は何であれ、精神病の家子、孫または曾孫を有するならば、その者が成年であったとしても、未成熟者のための補充指定の例にならって、ある者を補充相続人に指定してもよいが、しかしもし、その者が正気に戻ったならば、同じ補充指定は無効とされるのであり、これは、未成熟者が成長した後未成熟者のための補充指定が無効とされるという例にならったものである。」

Qua ratione excitati, etiam constitutionem in nostro posuimus codice, qua prospectum est, ut, si mente captos habeant filios vel nepotes vel pronepotes cuiuscumque sexus vel gradus, liceat eis, etsi puberes sint, ad exemplum pupillaris substitutionis certas personas substituere: sin autem resipuerint, eandem substitutionem infirmari, et hoc ad exemplum pupillaris substitutionis, quae, postquam pupillus adoleverit, infirmatur.

のいずれも存在しない場合でなければ、自由に補充相続人を選ぶことができない。第二に、相続財産の量的な制約であり、精神病者には義務分⁽⁵³⁾に相当する財産を相続させなければならない。

以上がローマの補充指定の概要である。未成熟者のための補充指定は後の信託的補充指定を予感させる。なぜなら、未成熟子の「死亡によって」、被指定者への遺産の承継がなされるからである。しかし、それは

(53) C.6.26.9. pr.

「人道性を考慮して、尊属のために次のように配慮しよう。もし、子または孫、曾孫がおり（性は問わない）、その卑属にはいかなる子もおらず、その子または孫・孫娘、曾孫・曾孫娘の精神が傷つけられた常態にあり、或いは、2人または複数の子がかかる常態にあつて、判断力のある者が存在しないならば、義務分 (legitima portio) は、かの卑属のために手つかずとした上で、かの卑属のためにその尊属が望む者を補充指定することが認められるように。未成熟者の場合を範としたかかる種類の補充指定の場合においては、その遺言に対するいかなる訴訟も生じない。他方で、かかる卑属が後に正気を取り戻したならば、かかる補充指定は効力を失うように。或いは、このように精神が傷つけられた者の子、またはその他の卑属が正気であるならば、その卑属の1人または複数または全員でなければ、遺言をなす尊属による補充指定が認められないように。」

Humanitatis intuitu parentibus indulgemus, ut, si filium vel nepotem vel pronepotem cuiuscumque sexus habeant nec alia proles descendentium eis sit, iste tamen filius vel filia vel nepos vel neptis vel pronepos vel proneptis mente captus vel mente capta perpetuo sit, vel si duo vel plures isti fuerint, nullus vero eorum saperet, liceat isdem parentibus legitima portione ei vel eis relicta quos voluerint his substituere, ut occasione huiusmodi substitutionis ad exemplum pupillaris nulla querella contra testamentum eorum oriatur, ita tamen, ut, si postea resipuerit vel resipuerint, talis substitutio cesset, vel si filii aut alii descendentes ex huiusmodi mente capta persona sapientes sint, non liceat parenti qui vel quae testatur alios quam ex eo descendentes unum vel certos vel omnes substituere.

相続人が「未成熟の間に」死亡することを条件とした。これに対して、次に検討する信託遺贈は後の信託的補充指定の先取りとも呼べる機能を果たす。

第2節 信託遺贈

本節では信託遺贈を検討する。まず、序において信託遺贈の概要を検討し、ある種の脱法手段であったのが、徐々にその実効性を強めていく様子を示す。次にAにおいて、信託遺贈をなすにあたり、仲介者である相続人を保護するための手段（特に、相続人に与えられる相続財産中の取り分）を検討する。最後にBにおいて、新勅法集成159号を素材として、受益者が複数世代にわたって指定された信託遺贈とそれに対する規制を検討する。

序 信託遺贈の概要

1. 信託遺贈の形成

最初に信託遺贈⁽⁵⁴⁾の概要を確認しよう。遺言には、相続人指定の他にも様々な終意処分を含むことができ、遺贈も可能である。遺贈 (legatum) とは、遺言によって指定された相続人の負担において、特定の物を相続人以外の者に供与する終意処分⁽⁵⁵⁾である。

遺贈を有効とするためには様々な要件を満たす必要がある。諸種の様式に固有な要件を除くと、例えば、遺贈は遺言または遺言によって確認された小帳簿 (codicillus)⁽⁵⁶⁾によってなされなければならない。当然、遺言をする者には遺言を作成する能力が備わっていることが要求されるし、

(54) ローマ法の信託遺贈に関する非常に詳細な研究として、Johnston [1988] が挙げられる。また、ローマ法の信託遺贈を扱った最近の邦語文献として、吉村朋代 [2012]；吉村朋代 [2013] が挙げられる。

(55) 船田享二 [1971], n° 768, p. 393.

(56) 初めて有効性を認められた小帳簿は、信託遺贈をする際に用いられたものである。詳しくは、後の注で述べる。

相続人指定も有効になされる必要がある。さらに、受遺者には「受動的遺言能力 (testamenti factio passiva)」が要求されていた。⁽⁵⁷⁾ 受動的遺言能力とは、遺言によって相続人に指定されるために必要な能力である。⁽⁵⁸⁾ 具体的には、ローマ市民であるか、非市民であったとしても、少なくとも取引能力を有しなければならない。したがって、取引能力が認められない⁽⁵⁹⁾ 外人 (peregrinus) ⁽⁶⁰⁾ には、受動的遺言能力も認められない。

(57) 船田享二 [1971], n° 770, p. 402.

(58) 受動的遺言能力は、遺言の作成時及び遺言者の死亡時に要求される (Inst. 2.19.4)。

(59) 「外人」は非ローマ市民の一種であり、ローマの支配に服し、ローマによってその従来の組織の保存を許容された都市の市民であって、その都市の法によって生活を許された者である (船田享二 [1969], n° 259, p. 183)。

(60) Lévy=Castaldo [2010], n° 903, note 2.

他にも、受動的遺言能力が問題となる者が挙げられる。網羅的ではないが、その内のいくつかをここで挙げる。

まずは、奴隷である。自身の奴隷は、遺言によって解放すると共に相続人に指定するのであれば、相続人とすることができる。これに対して、他人の奴隷を相続人に指定することはできるが、相続財産を取得するのはその主人である (Gaius, 2.185-190)。

次に、ウォコーニア法 (BC 169年) によると、少なくとも10万アス (as) の財産を有する者として戸口調査簿に登録された市民—第一階級に属すると認定された者であり、最も富裕な階級の者—は、女性を相続人に指定することができない (Gaius, 2.274)。この法律自体は「ぜいたく取締法」の一環であり、妻を通じた財産の流出を防ぐことが目的だと説明されているが、信託遺贈を用いてその適用を回避できることもあって、最終的には戸口調査制の衰退と共に、廃用となった (Gaudemet=Chevreau [2009], p. 102)。

最後に、不確定人 (persona incerta) が挙げられる。不確定人とは、遺言者が遺言作成にあたり明瞭な表象を有しない者である (Gaius, 2.238)。例えば、後生子 (postumus)、法人、その特定が将来の事象に委ねられる者 (「子の葬儀に第1に来会した者」等。Gaius, 2.238) などが挙げられる (Gaudemet=Chevreau [2009], p. 103)。なお、後生子とは、遺言者が遺言を作成した後に出生した者であるが (Gaudemet=Chevreau [2009], p. 150—一般的な意味では、家父死亡後に出生する子を指すが、遺言作成後に出生

ところが、共和政後期・元首政時代の初期に外人が増加したところ、外人には受動的遺言能力がないため、外人に財産を与えるための手段が求められた。⁽⁶¹⁾そこで、かかる制限を受けずに遺贈と同様の目的を達するための処分方法が案出された。⁽⁶²⁾それが信託遺贈である。信託遺贈には、相続財産の一部を目的物とするものと相続財産全体を目的物とするものが存在するが、ここでは相続財産全体を目的物とする相続財産の信託遺贈⁽⁶³⁾につき、その例を示そう。

「ルーキウス・ティティウスは相続人たるべし。」

LVCIVS TITIVS HERES ESTO.

「ルーキウス・ティティウスよ、予は汝に依頼しました要求する、汝が予の相続財産を相続するや否や、汝は直ちにこれをガーイウス・セイユスに給付し交付すべし。」

ROGO TE, LVICI TITI, PETOQUE A TE, VT CVM PRIMVM POSSIS
HEREDITATEM MEAM ADIRE, GAIO SEIO REDDAS RESTITVAS.

このように、遺言者Aが、ある者B（受託者）に財産を託し、遺言者

する子を指すこともある）、遺言を有効にするためには家内相続人を相続人に指定するか廃除する必要があったため（Gaius, 2.123 et 127—いずれもなされなかった場合、遺言は無効となる）、後生子を相続人に指定できないことは遺言者にとって不都合であった。なぜなら、後生子の出生によって遺言が無効となりうるからである。そこで、一定の場合に後生子にも相続能力を付与する等の手当が施されている。また、法人についても問題があるが、詳細は、船田享二 [1971], n° 729, p. 290 を参照。

(61) 有地亨 [1963], p. 6.

(62) 但し、信託遺贈が受領能力のない者に財産を与える手段であるという点は、信託遺贈の生成当初には妥当するものの、B以下で示す通り、信託遺贈は単なる脱法手段を越えて独自の展開を見せることになる（Johnston [1988], p. 7 も参照）。

(63) Gaius, 2.250.

自らの死亡時に特定の第三者C（受益者 (fideicommissarius)）にその財産を引き渡すよう依頼するのである。信託遺贈をなす際に用いる語は「私は要求する (PETO)」、⁽⁶⁴⁾「私は依頼する (ROGO)」、⁽⁶⁴⁾「私は欲する (VOLO)」、⁽⁶⁴⁾「私は信頼に委ねる (FIDEICOMMITTO)」の4語を基本として、徐々にその数を増やすのであるが、その語は信託遺贈の本質的構成要素ではなかった。つまり、その語が使用されていても信託遺贈が有効になるとは限らず、逆に、使用されなかったとしても有効となる可能性はあった。⁽⁶⁴⁾この点は、後の信託的補充指定にも一定の影響を及ぼすことになる。ところで、上記の例からも明らかな通り、財産の承継は、受託者たる相続人の死亡時であるとは限らない。⁽⁶⁵⁾しかし、本稿で特に問題となるのは、死亡時に承継がなされる類型である。

次に、当事者の資格について確認する。遺言者Aには遺言作成能力が必要であるが、⁽⁶⁶⁾受託者Bは遺言相続人でなくてもよい。つまり、無遺言相続人や受遺者、信託遺贈による受益者のように相続財産の一部を取得する者であれば足りる。⁽⁶⁷⁾

これに対して、受益者たるCの資格には若干の問題がある。元々は特に資格の制限もなく、実際、信託遺贈は外人を受益者として取り込むために⁽⁶⁸⁾発達した。しかし、遺贈に関する規定が信託遺贈にも拡張して適用

(64) この辺りの事情については、吉村朋代 [2012], pp. 10 et s. を参照。

(65) Johnston [1999], p. 48.

(66) Ulp. 25.4.

「遺言を作成することができる者はたとい遺言を作成せずとも尚信託遺贈を遺すことができる。」

Fideicommissum relinquere possunt qui testamentum facere possunt, licet non fecerint.

(67) 無遺言相続によって相続人になった者も受託者とされる可能性があるのだが、その例として、D. 29.7.8.1 を参照。この点につき、「信託は無遺言相続の相続人に課されることができる。なぜなら、家父は、無遺言で彼らに自身の財産を残すのだが、それは意図をもったものとみなされるからである。」という指摘がある (Johnston [1999], p. 49)。

されるようになると、受益者の範囲にも次第に制約がかけられるようになる。例えば、ハドリアヌス帝（Hadrianus: 在位117-138）の時代の一元老院議決により、外人を受益者とする信託遺贈は禁止され、かかる信託遺贈は国庫に回収されることとなった。⁽⁶⁹⁾これ以外にも諸々の制約が課せられている。⁽⁷⁰⁾

2. 信託遺贈の拘束力⁽⁷¹⁾

元来、信託遺贈は法によって強制されるものではなかった。「fideicommissum」という単語が示す通り、その履行は、受託者Bに対する信頼（fides）に委ね（committere）⁽⁷²⁾られていた。しかし、相手方の信頼の

(68) Gaius, 2.285.

(69) Gaius, 2.285. かかる解決は租税上の考慮に基づくものと言われる（Genzmer [1962], p. 349）。

(70) 本文で掲げたもの以外の例を挙げよう（船田享二 [1971], n° 776, p. 423 に基づく）。

まず、独身者及び子のいない者については、ペガシアヌム元老院議決（73年頃）により、アウグストゥスの婚姻法の規定が信託遺贈にも拡張された（Gaius, 2.286）。アウグストゥスの婚姻法は婚姻を奨励するものであり、独身者や子のいない者に対し、相続や遺贈による受益を制約する立法である。

次に、不確定人については、ハドリアヌス帝の時代の一元老院議決（本文に掲げたものとは異なるもの）が禁止している（Gaius, 2.287）。なお、ガーイウスは、Gaius, 2.287 において「不確定人または家外後生子」と記述し、あたかも不確定人と後生子が別類型のように記述しているが、Gaius, 2.242 においては、不確定人と後生子を同視するような表現をしている。若干問題があるが、古典時代においては、両者は独立の概念であったのに対し、ユースティニアヌス帝の頃、後生子が不確定人の枠内に組み込まれたようである（船田享二 [1971], n° 729, p. 292, note 11）。

(71) 以下の議論に関する邦語文献として、船田享二 [1971], n° 778, pp. 427 et s. を参照。また、Watson [1971], pp. 35 et s. を参考にしてている。

(72) Johnston [1988], p. 21; Johnson [1999], p. 48 を参照。なお、一般に“fideicommissum”は「信託遺贈」と訳されているが、元来、その単語自体に相続の意味合いは含まれていない（Genzmer [1962], p. 331）。とはい

みに依拠することは現実的ではなかったようであり、最終的には法的な拘束力を認めざるを得なくなる。以下では3つの事例を素材にしてその過程を検討する。最初に挙げる2つは、キケローの作品に見出されるものであり、信託遺贈に法的拘束力が認められなかった頃の実例である(a)。それに続けて、信託遺贈の法的拘束力が認められるための重要なきっかけとなる事例を挙げる(b)。

a. 共和政期の2つの事例

[第1の実例]

第1の実例は、キケロー『善と悪の究極について (De finibus bonorum et malorum)』⁽⁷³⁾で検討される事例である。クイントゥス・ファディウス・ガッルスは、プーブリウス・セクスティリウス・ルーフスを相続人に指定したのだが、遺言者たるファディウス・ガッルスは、遺産の全てが自身の娘に渡るよう、遺言書の中でセクスティリウス・ルーフスに要求していた。(女性を相続人に指定することを禁ずる) ウォコーニア法ではなしえないことを、信託遺贈によって実現しようとしたのである。しかも、セクスティリウス・ルーフスは、かかる要求の存在を友人たちに公言していた。しかし、この信託遺贈の実現が問題となるや、セクスティリウス・ルーフスはその履行を拒絶する。遺言者による上記の要望の存在自体を否定した上、ウォコーニア法に宣誓した以上、それを犯さないと言いつつ。その結果、相続人に指定されたセクスティリウス・ルーフスは莫大な相続財産を手にした。

この事例では、信託遺贈の存在を遺言の中で指摘することにより、そ

え、技術的には相続財産処分のための手段であるため、本稿でも「信託遺贈」という訳語を用いた。

(73) Cicero, De finibus, 2.55. なお、邦訳として、キケロー [2000, 2], p. 106 を参考にしており、本論の内容は、Genzmer [1962], p. 336 et s.; Watson [1971], p. 36; Johnston [1988], pp. 24 et s. を参考にしてている。

の存在を公にしていたことが重要である。本来、脱法行為であれば、その内容を公にすることは躊躇われるはずであり、指定した相続人が信用するに足りる人物であるならば、真の意図は相続人にのみ明かせば十分である。しかし、遺言者は信託遺贈の存在を遺言書の中に明記していた。このことから、信託遺贈は、指定相続人に対する法的な拘束力を有しないにしても、（一般的には）社会的な圧力をかけることによって実現された⁽⁷⁴⁾と指摘されている。それにも拘らず、上記の事案においては、遺言者ファディウス・ガッルス⁽⁷⁴⁾の意図は実現されなかった。実は、キケローを始め多くの者が相続人セクスティリウス・ルーフスに疑いの目を投げかけていたのだが、それでも受益者の存在に構うところはなかったのである。

〔第2の事例〕

第2の事例は、BC 70年にキケローによってなされた「ウェッレース弾劾 (in Verrem)」の第2回公判弁論で引き合いに出される事例である⁽⁷⁵⁾。ローマ騎士身分の人物であるプーブリウス・トレポーニウスは、多くの人を相続人に指定する中に、自身の解放奴隷も含めた。そして、遺産の一部が兄弟のアウルス・トレポーニウスに渡るようにするため、遺言書の中に、相続人が各自の相続分の内2分の1以上をアウルスの手に渡るよう誓約する旨の一項を加えた。実は、アウルスは財産没収をされており、財産没収された者を援助することはコルネーリア法で禁止されていたため、遺言者は信託遺贈によって自身の兄弟に対する財産援助を企図したのである。

(74) Watson [1971], p. 37.

(75) Cicero, in Verrem II, 1.47.123. なお、邦訳は、キケロー [2001], pp. 165 et s. を参考にしており、本論の内容は、Genzmer [1962], pp. 335 et s.; Watson [1971], pp. 37 et s.; Johnston [1988], pp. 23 et s. を参考にしている。

ところが、解放奴隷以外の相続人たちは、ウェッレース⁽⁷⁶⁾のもとを訪ね、自分たちが援助の誓約をすればコルネーリア法に反することになるとして誓約を拒んだ。この主張は、ウェッレースの聞き入れるところとなり、ウェッレースは解放奴隷以外の相続人たちに遺産占有(bonorum possessio secundum tabulas)を認めた。それにも拘らず、主人の遺言通りに誓約をした解放奴隷には、遺産占有が認められなかったのである。

この事例も、第1の事例と同じく、脱法行為を遺言に明示したものである。しかも、単に信頼に委ねるだけでは足りず、誓約をも得ようとしたところが、遺言者による不信感を浮き彫りにしている。ところが、実際に誓約したのは解放奴隷のみであり、その解放奴隷には遺産占有が与えられなかった。このように、信託遺贈の内の大部分は遺言者の望み通りに実現されたとしても、法的な拘束力が認められていないために、実現が妨げられた事例も存在したのである。

b. 信託遺贈の効力強化

最後に挙げる事例は、信託遺贈の法的拘束力が認められるための重要なきっかけとなった事例⁽⁷⁷⁾である。アフリカ属州総督のルーキウス・レントゥルス(Lucius Lentulus)が、遺言によって確認された小帳簿において、初代皇帝アウグストゥス(Augustus: 在位 BC 27-AD 14)を相手に信託遺贈⁽⁷⁸⁾をなした。信託遺贈の内容自体は明らかではないが、アウグ

(76) ガーイウス・リキニウス・ウェッレースは、「ウェッレース弾劾」の被告である。BC 73年から3年間に渡り、法務官格総督として任にあたったシキリアで犯罪行為を尽くした結果、それ以前の非行も含めて、不法利得返還に係る罪で弾劾される(BC 70年)。

(77) 本論の内容は、後に掲げる文献の他に、Johnston [1988], pp. 26 et s. を参考にしている。

(78) この遺言がなされたのは、AD 4年頃のことと、遺言者は在職中に死亡したと考えられている(Watson [1971], p. 38)。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

ストゥスは、信託遺贈⁽⁷⁹⁾を履行する。

この事例における遺言者の目論みは、アウグストゥスがまさにその地位故に信託遺贈を履行するであろう、という点にあった⁽⁸⁰⁾。つまり、単純に信頼に委ねることなく、アウグストゥスの地位を逆手にとった訳だが、果たして、期待通りの成果を得たのである。しかも、この件以来、他の者もアウグストゥスに倣って、信託遺贈を履行するようになったとされる⁽⁸¹⁾。

このように、「信頼に委ねる」とはいえども、実際に相手方に全面的な信頼を置くことはおそらく困難であったと思われる。そのような流れを受けてか、信託遺贈の履行が遂に制度化されることとなった。まず、アウグストゥスは、執政官 (consul) に対し、個別的に信託遺贈を実現させるべきか否かを審査決定させることにした。そして、後のクラウディウス帝 (Claudius: 在位41-54) の時代に、信託遺贈専門の法務官が常設

(79) Inst. 2.25.pr.

「アウグストゥスの時代の前は、小帳簿に関する法は存在しなかったが、ルーキウス・レントゥルスが、その代理人によって信託遺贈をなす際、小帳簿の使用を始めたと、確認されている。なぜなら、かの者がアフリカで死に臨む際、遺言によって確認された小帳簿を残したからである。その遺言では、信託遺贈でもって、アウグストゥスにあることをなすよう依頼していた。そして、神皇アウグストゥスはその依頼を果たすとき、他の者もアウグストゥスの例に従い、信託遺贈を履行した。(以下省略)」

Ante Augusti tempora constat ius codicillorum non fuisse, sed primus Lucius Lentulus, ex cuius persona etiam fideicommissa coeperunt, codicillos introduxit. nam cum decederet in Africa, scripsit codicillos testamento confirmatos, quibus ab Augusto petiit per fideicommissum, ut faceret aliquid: et cum divus Augustus voluntatem eius implesset, deinceps reliqui auctoritatem eius secuti fideicommissa praestabant...

なお、この引用文からも明らかな通り、最初の有効な小帳簿の利用例は、まさにこの一件だったわけである (Lévy=Castaldo [2010], n° 923, p. 1298)。

(80) Watson [1971], p. 39.

(81) 前掲 Inst. 2.25.pr. とその邦訳を参照。

(82)
される。

しかしながら、信託遺贈を法の範疇に取り込むことは、一面においては遺言者本人や受益者の利益になるとも言えるが、その反面、信託遺贈の有していた柔軟性を失わせることにもつながる。つまり、信託遺贈には遺贈のような要式上の制約がなく、しかも、元々は受益者に対する制約も存しなかった。それに加えて法的拘束力まで獲得するならば、信託遺贈を用いることによって遺贈に対する制約が完全に回避されることになる。そこで、遺贈に関する法規定が信託遺贈にも適用されることになった。先ほど示した受益者に対する制約(1)は、まさにその一例だったのである。

その後、遺贈と信託遺贈は統一への道をたどり、最終的にはユースティニアヌス帝の下で、両制度の形式・内容が統一されるに至る⁽⁸³⁾。しかし、本稿ではその流れに立ち入らず、後の議論のために必要な論点を検討する。最初に検討するのはトレベッリアーナム元老院議決に関連する事柄であるが、特に、相続人に留保されるべき部分に関する問題点が後の議論のために重要である(A)。その次に検討するのは、信託遺贈の世代数制限に関する議論である(B)。これは、後にフランスの信託的補充指定で問題となる議論の先取りである。

A. トレベッリアーナム元老院議決に関連する議論

ここで採り上げる信託遺贈は、相続財産の信託遺贈である。相続財産の信託遺贈をなすということは、指定した相続人を介して受益者に相続財産を与えることであるため、受益者は遺言者の相続人として取り扱われるのが望ましい(1)。また、指定した相続人に何らの「旨味」もないのであれば、そもそも被指定者は相続を放棄するかもしれない。相続が放棄されると、仲介者を失ってしまうため、信託遺贈は実現されない

(82) D.1.2.2.32.

(83) その概要は、船田享二 [1971], n° 779, pp. 430 et s. を参照。

(2)。この2つの問題について、以下で考察を加える。なお、2で検討する問題は、トレベッリアーナム元老院議決が直接関わるものではないが、相続財産の内、相続人に留保される一部分が、後に「トレベッリアーナムの四半分 (quarte trebellianique)」と呼ばれるようになるため、ここでまとめて扱う。

1. 包括信託遺贈における相続人の保護⁽⁸⁴⁾

包括信託遺贈において受託者となるのは、相続財産の包括承継人である相続人か、財産の全部または一部の信託遺贈の受益者⁽⁸⁵⁾である。ここで問題となるのは、相続人が受託者となる場合である。

もともと、受益者は買主に準ずる地位に (loco emptoris) 置かれ、受遺者や相続人としては扱われなかった。信託遺贈の目的となる相続財産は、仮装売買によって受益者に移転するためであり、その際、次のような内容を有する特殊な問答契約（相続財産売買の問答契約 (stipulationes emptae venditae hereditatis)）が締結された。

第1に、相続人は、自身が相続人として取得すべき全ての物を受益者に移転すべきこと、そして、相続人は、受益者が相続人の委託事務管理人または代訟人として、相続を原因とするあらゆる訴権を行う場合に、それを受忍すべきであること。

第2に、受益者は、相続人が相続人として負担する債務の弁済により、損害を被らないようにすべきこと、そして、受益者は、相続人が相続を原因として訴訟を提起された場合、その訴訟で防御⁽⁸⁶⁾を行うべきこと。

(84) この箇所では、船田享二 [1971], n° 778, pp. 427 et s. 及び, Kaser=Knütel [2014], pp. 425 et s. (カーザー [1979], pp. 605 et s.) を参考している。

(85) Gaius, 2.270 et 277.

(86) 以上, Gaius, 2.252 による。

要するに、この特殊な問答契約により、受益者は相続人の地位に一步近づけられた。しかし、相続債権者からの請求にさらされるのは依然として「相続人」であり、相続人が相続債権者に対して弁済をしても、上記の問答契約に基づき受益者から求償を受けられるか否かは必ずしも明らかでない。相続人は受益者の無資力のリスクを負わされている。そこで、もし、相続人がそのリスクを回避しようと思うならば、相続人は相続放棄をすればよい。ところが、相続人が相続放棄をすると、受益者も信託遺贈の利益を失うことになる。このような不都合に対処するのが、⁽⁸⁷⁾トレベリアーナム元老院議決 (SC Trebellianum) である。ここでの要点を一言で表すならば、受益者を相続人に準ずる地位に (loco heredis) 置いたという点である。つまり、受託者たる相続人との問答契約がなくても、受託者たる相続人に帰属する訴権は受益者に、相続人に対する訴権は受益者に対して、準訴権 (actiones utiles) として行使されることになった。⁽⁸⁸⁾

(87) この議決が出されたのは56年頃と考えられているが、船田亨二 [1971] n° 778, p. 428 には57年の可能性も指摘されている。

(88) Gaius, 2.253.

「しかるに、後に、トレベリウス・マクスィムス及びアンナエウス・セネカが執政官たりし年に、元老院議決の制定があり、ある者が信託遺贈により相続財産の交付を受けたときは、市民法上相続人を原告または被告として成立すべき訴権は信託遺贈によって財産の交付を受けた者を原告または被告として承認されるべきものと規定した。この元老院議決の制定により右の問答契約による担保は不使用となった。なぜならば、法務官は相続財産の交付を受けた者を原告または被告として相続人を原告または被告とする場合に準じて、準訴権を承認しはじめ、次に、この訴訟を告示中に規定したためである。」(ガイウス [1943], p. 177)

Sed posterioribus temporibus Trebellio Maximo et Annaeo Seneca consulibus senatus consultum factum est, quo cautum est, ut si cui hereditas ex fideicommissi causa restituta sit, actiones, quae iure ciuili heredi et in heredem competerent, ei et in eum darentur, cui ex fideicommissio restituta esset hereditas; per quod senatus consultum

2. トレベッリアーナムの四半分

本稿においてトレベッリアーナム元老院議決が重要な意味をもつのは、むしろ以下で検討する「トレベッリアーナムの四半分」である。相続財産の多くが信託遺贈の対象となった場合、相続人には信託遺贈を履行する利益が見出し得ないかもしれない。そうすると、相続人は相続を放棄することにより、信託遺贈を頓挫させることができる。そこで、相続財産の四半分を相続人に留保することで、相続人に対し相続の承認を促すこととなった。それが、トレベッリアーナムの四半分である。しかし、その成立は一筋縄ではいかない。当初は、立法上の不備もあって混乱するのであるが（a）、最終的にはユースティニアヌス帝の下で立法的な解決が果たされる（b）。

a. トレベッリアーナム元老院議決をめぐる混乱

ここで検討するのは、トレベッリアーナム元老院議決の後に制定されたペガシアーナム元老院議決（SC Pegasianum）である。ウェスパシアーヌス帝（Vespasianus：在位69-79）の73年頃のペガシアーナム元老院議決により、ファルキディア法が信託遺贈にも適用されることになった。⁽⁸⁹⁾ファルキディア法は、遺言が一通り執行された後、相続人に相続財産の正味部分の四半分を留保する旨定めている。⁽⁹⁰⁾つまり、ファルキディアの四半分が相続人のために控除されることになった。⁽⁹¹⁾

desierunt illae cautiones in usu haberi. praetor enim utiles actiones ei et in eum, qui recepit hereditatem, quasi heredi et in heredem dare coepit, eaeque in edicto proponuntur.

(89) ファルキディア法に関わる邦語の文献として、例えば、田中実 [2001] が挙げられる。

(90) D. 35.2.1 pr.; Gaius. 2.227.

(91) Gaius, 2.254.

「…後にペガスス及びプシオが執政官であった年に、元老院は、相続財産の交付を依頼された者のために4分の1を遺すこと、宛もファルキディア法により遺贈の場合に同人が留保を許されると同様なべき

しかし、その規制の内容は、部分的にトレベッリアーナム元老院議決の適用を排除したため、非常に複雑であった。以下では、本論の内容からは若干逸れるが、その内容を分析する。区別のポイントは2点あり、第1に、信託遺贈が相続財産の4分の3を超えるか否か、第2に、信託遺贈が相続財産の4分の3を超える場合に、相続人が相続を承認するか否か、という点である。

まず、信託遺贈が相続財産の4分の3を超えない場合である。この場合は、単にトレベッリアーナム元老院議決に従った交付がされるだけであり、受益者は上述(1)の通り、相続人の地位に立つ。⁽⁹²⁾

ことを規定した。同一の留保は各個の物の信託遺贈についてもまた、承認される。…」(ガーイウス [1943], p. 177)

...postea Pegaso et Pusione consulibus senatus censuit, ut ei, qui rogatus esset hereditatem restituere, proinde liceret quartam partem retinere, atque e lege Falcidia in legatis retinendi ius conceditur: ex singulis quoque rebus, quae per fideicommissum relinquantur, eadem retentio permissa est. ...

(92) Gaius, 2.255.

「したがって、被指定相続人が相続財産の4分の3を超えない部分を交付すべき依頼を受けたときは、相続財産はトレベッリアーナム元老院議決によって交付され、しかして相続財産に関する訴権は両者を被告として各自の持分の割合に応じて、但し相続人に対しては市民法により、これに反して信託遺贈の受益者に対してはトレベッリアーナム元老院議決によって承認される。但し、相続人は其の交付した部分についても依然として相続人であり、市民法上は相続財産に関する全ての訴訟は同人を原告または被告として成立するが、同人はその保有する相続財産中の利益の割合を超えて義務を負うことが無く、又訴権を承認されることもないものとする。」(ガーイウス [1943], p. 178)

Ergo si quidem non plus quam dodrantem hereditatis scriptus heres rogatus sit restituere, tum ex Trebelliano senatus consulto restituitur hereditas, et in utrumque actiones hereditariae pro rata parte dantur, in heredem quidem iure ciuili, in eum uero, qui recipit hereditatem, ex senatus consulto Trebelliano; quamquam heres etiam pro ea parte, quam restituit, heres permanet eique et in eum solidae actiones competunt; sed

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

次に、信託遺贈が相続財産の4分の3を超える場合である。この場合は、受託者たる相続人が相続を承認するか否かで、処理が2通りに分かれる。第1に、相続人が相続を承認しない場合である。この場合、ペガシアヌム元老院議決により、法務官が受託者たる相続人に承認を強制し、信託遺贈の財産を受益者に交付させる。受託者に相続財産の四半分が留保されることはないが、トレベッリアヌム元老院議決に従い、受益者は相続人の地位に立つ。⁽⁹³⁾

第2に、受託者たる相続人が相続を承認する場合である。この場合、トレベッリアヌム元老院議決は適用されない。⁽⁹⁴⁾トレベッリアヌム元老院議決が成立する以前と同じ処理が為されるのであって、債権債務は相続人の元に留まり、相続財産の四半分どころかその全体につき、受託者は相続人としての資格を維持する。⁽⁹⁵⁾そして、信託遺贈の財産を受益者

non ulterius oneratur, nec ulterius illi dantur actiones, quam apud eum commodum hereditatis remanet.

(93) Gaius, 2.258.

「相続財産には負債が多い恐れがあるとして、被指定相続人が相続の承認を拒絶するときは、ペガシアヌム元老院議決の規定によれば、法務官は、信託遺贈の受益者の要求に基づき、相続人をして相続を承認せしめ、かつ、相続財産を受益者に交付せしめ、又トレベッリアヌム元老院議決の規定と同様に、相続財産を受領した者を原告または被告として訴権を承認する。この場合には何らの問答契約の必要がない。なぜなら、右と同時に交付者には保障が与えられ、かつ、相続財産に関する訴権は相続財産を受領した者の為にまたはその者に対して移転されるからである。」（ガーイウス [1943], p. 179）

Sed si recuset scriptus heres adire hereditatem ob id, quod dicat eam sibi suspectam esse quasi damnosam, cauetur Pegasiano senatus consulto, ut desiderante eo, cui restituere rogatus est, iussu praetoris adeat et restituat, proindeque ei et in eum, qui receperit, actiones dentur, ac iuris esset ex senatus consulto Trebelliano. quo casu nullis stipulationibus opus est, quia simul et huic, qui restituit, securitas datur, et actiones hereditariae ei et in eum transferuntur, qui receperit hereditatem.

(94) Kaser=Knütel [2014], pp. 425-426. (カーザー [1979], p. 606)

に移転するには別の手続が必要となる。このとき、受託者たる相続人はファルキディアの四半分を自身のために留保することができるのだが、留保するか否かで後の手続に差が生じる。すなわち、相続人がファルキディアの四半分を留保する場合、相続人は包括承継人としての地位を保持する。その結果、受益者は相続債権者との関係で何ら権利を有さず、義務も負わない。最終的には、問答契約を用いて相続人と受益者との内部関係における清算が行われるにすぎない。これに対して、相続人がファルキディアの四半分を留保しない場合も、相続人が包括承継人としての地位を保持するが、受益者と相続財産売買の問答契約（既述）を締結することにより、相続財産に関する訴権につき、受益者が受託者たる相続人⁽⁹⁶⁾に取って代わることになる。

(95) Lévy=Castaldo [2010], n° 924, p. 1299. したがって、相続財産に債権が含まれる場合、受託者は、受益者の支払不能のリスクを負わなければならない (Kaser=Knütel [2014], pp. 425-426. (カーザー [1979], pp. 606-607))。

(96) Gaius, 2.257.

「しかるに、一度相続を承認した者は、その意志によって承認を為したときは、四半分を留保した場合であれ留保を拒否した場合であれ、相続財産に関する一切の義務を負担する。但し、四半分を留保したときは、相続人は部分受遺者と相続人との間におけるが如く、割合に応じて責を負い、又権利を有すべき問答契約を締結することを要する。これに反して全相続財産を交付したときは、相続財産売買の例にならって問答契約を締結すべきものとする。」(ガーイウス [1943], p. 179)

Sed is, qui semel adierit hereditatem, si modo sua uoluntate adierit, siue retinuerit quartam partem siue noluerit retinere, ipse uniuersa onera hereditaria sustinet; sed quarta quidem retenta quasi partis et pro parte stipulationes interponi debent tamquam inter partiarium legatarium et heredem; si uero totam hereditatem restituerit, ad exemplum emptae et uenditae hereditatis stipulationes interponendae sunt.

b. ユースティニアヌス帝法

この複雑な状況は、4世紀以上にわたって続くが、最終的にユースティニアヌス帝の下で解決が図られる。既に述べた通り、ユースティニアヌス帝の下で、遺贈と信託遺贈は統一を果たすのだが、そのとき、ペガシアーヌム元老院議決に手が増えられた。すなわち、トレベッリアーヌム元老院議決を完全に復活させることにより、受益者は相続人に代わって包括承継人の地位に立つこととなった。また、ペガシアーヌム元老院議決の規定中、受託者たる相続人が相続分の四半分を留保できるという規定と、承認を拒否する相続人に相続を強制する規定は保存された。⁽⁹⁷⁾そ

(97) Inst., 2.23.7.

「しかし、ペガシアーヌム元老院議決に由来する規定は、過去の諸家にとって不快なものであり、卓越した能力のあるバビニアヌスによると、ある事案においては虚偽が存在すると示されており、立法においては難解であることよりも単純であることが好ましいと朕には思われるため、両元老院議決の類似点や相違点が全て朕に示された上で、ペガシアーヌム元老院議決を放逐し、次に、トレベッリアーヌム元老院議決に全ての権威を与えることが好ましいと思われた。その結果、遺言者の意思により相続人が四半分を獲得するにせよ、或いは、それ以上、または、それ以下、若しくは、完全になしだとしても、その規定に従い、信託受益者に対して相続財産が返戻されるべきであり、次に、相続人に残される財産が何もなしか四半分に満たないときは、相続人に対し、四半分或いは欠けた部分の保持、または、支払い済みの部分の返還要求を朕の権威によって認めるべきであり、あたかも、トレベッリアーヌム元老院議決によって相続人に対しても信託受益者に対しても比例して訴権が得られるように、もし、相続財産が全て返戻されるならば、全ての相続財産上の訴権は信託受益者によって獲得され、信託受益者に対して獲得されるべきである。他方で、ペガシアーヌム元老院議決の卓越している点は次の点であった。すなわち、指定された相続人が自身に与えられた相続財産の引き受けを拒むとき、信託受益者に相続財産の全てを返戻する義務 (necessitas)、及び、信託受益者のための、そして信託受益者に対する全ての訴権を移転する義務が相続人に課されるように。そして、朕は次のことをトレベッリアーヌム元老院議決に移すことにした。それは、もし、相続人が引き受け

して、学説彙纂においてペガシアヌム元老院議決に関する学説を採用する際、「ペガシアヌム」の語が「トレベッリアヌム」の語に換えられたのである。⁽⁹⁸⁾

この書き換えは、“Constitutio Tanta”で説明されている。これは、学説彙纂の第2の序文とも呼ばれているものであり、学説彙纂の公布施行のための勅法（*constitutio*）である。⁽⁹⁹⁾この勅法によると、学説彙纂は7

を欲しない状態で、信託受益者が自身への相続財産の返戻を望むのであれば、トレベッリアヌム元老院議決のみによって、その義務が相続人に対して課されるように。これにより、いかなる損失も利益も相続人には流れないのである。」

Sed quia stipulationes ex senatus consulto Pegasiano descendentes et ipsi antiquitati displicuerunt et quibusdam casibus captiosas eas homo excelsi ingenii Papinianus appellat et nobis in legibus magis simplicitas quam difficultas placet, ideo omnibus nobis suggestis tam similitudinibus quam differentiis utriusque senatus consulti placuit exploso senatus consulto Pegasiano, quod postea supervenit, omnem auctoritatem Trebelliano senatus consulto praestare, ut ex eo fideicommissariae hereditates restituantur, sive habeat heres ex voluntate testatoris quartam sive plus sive minus sive penitus nihil, ut tunc, quando vel nihil vel minus quarta apud eum remaneat, liceat ei vel quartam vel quod deest ex nostra auctoritate retinere vel repetere solutum, quasi ex Trebelliano senatus consulto pro rata portione actionibus tam in heredem quam in fideicommissarium competentibus. si vero totam hereditatem sponte restituerit, omnes hereditariae actiones fideicommissario et adversus eum competunt. sed etiam id, quod praecipuum Pegasiani senatus consulti fuerat, ut, quando recusabat heres scriptus sibi datam hereditatem adire, necessitas ei imponeretur totam hereditatem volenti fideicommissario restituere et omnes ad eum et contra eum transire actiones, et hoc transponimus ad senatus consultum Trebellianum, ut ex hoc solo et necessitas heredi imponatur, si ipso nolente adire fideicommissarius desiderat restitui sibi hereditatem, nullo nec damno nec commodo apud heredem manente.

(98) 以上については、船田享二 [1971], n° 779, p. 432 を参照。

(99) Gaudemet=Chevreau [2009], p. 314. なお、Constitutio Tanta の邦訳

⁽¹⁰⁰⁾
部に大別されるのだが、第5部に関する説明の中に、この経緯が記されている。

「そして、遺贈に対してファルキディア法が密接な関係を有し、他方で、信託遺贈に対してトレベッリアーナム元老院議決が密接な関係を有するところ、それ以上に密接なものはないため、それぞれの事柄に各1巻を充てたところ、第5部全体が9巻でまとめられることになった。ところで、朕は、トレベッリアーナム元老院議決のみが採り上げられるべきであると決定した。このとき、朕は、疑わしく、更には、過去の諸家を困らせていたペガシアーナム元老院議決の回りくどさ、そして、両元老院議決が有する余分で細かい不一致

として、春木一郎『ユースティニアヌス帝学説彙纂プロータ ΠΡΩΤΑ』
(有斐閣、1938年) 33頁以下を参照。

(100) その構成は次の通りである。

第1部 「冒頭 (prôta)」と呼ばれ、4巻を含む (Constitutio Tanta, 2)。

第2部 第5巻の冒頭の2語を取って「裁判について (de iudiciis)」
と呼ばれ、7巻から成る。裁判に関する規定を含む (Constitutio
Tanta, 3)。

第3部 第12巻の冒頭の2語を取って「物について (de rebus)」と
と呼ばれ、8巻から成る。物に関する規定を含む (Constitutio Tanta, 4)。

第4部 8巻から成り、学説彙纂全体の中心をなすものとされている。
その内容は、質権、売買に関連する諸々の訴権、利息、海上消費貸借
(traiectia pecunia)、証書や証人、婚姻、嫁資、後見や保佐に関する規
定である (Constitutio Tanta, 5)。

第5部 「遺言について (de testamentis)」と呼ばれ、9巻から成る。
遺言や遺贈に関する規定を含む (Constitutio Tanta, 6)。

第6部 8巻から成り、その内容は、相続財産占有 (bonorum
possessio)、無遺言相続、生前・死因贈与、奴隷解放、所有権・占有
権の取得に関する規定である (Constitutio Tanta, 7)。

第7部 6巻から成り、諸々の契約、不法行為、刑罰、民事裁判や刑
事裁判の上訴、他の巻に編入されなかった規定を含む (Constitutio
Tanta, 8)。

を退けた結果、両方に規定のある法は全て、トレベッリアーナム元老院議決に帰することにした。」

Cumque nihil tam peculiare fuerat, quam ut legatis quidem legis Falcidiae narratio, fideicommissis autem senatus consulti Trebelliani, singulis libris utrique eorum adplicatis tota pars quinta in novem libros coadunata est. solum autem senatus consultum Trebellianum ponendum esse existimavimus: captiosas etenim et ipsis veteribus odiosas Pegasiani senatus consulti ambages et utriusque senatus consulti ad se tam supervacuas quam scrupulosas diversitates respuentes totum ius super his positum Trebelliano senatus consulto adiudicavimus.

B. 複数世代の場合の規律—新勅法集成159号

これまでに登場した信託遺贈における受託者は、その財産を受け取った後すぐに、信託受益者にその財産を引き渡さなければならない。しかし、一定期間の経過後に、目的となる財産を最終的な受益者に譲渡することも認められており、しかも、その移転の時期は、受託者死亡時に設定されることが多かった⁽¹⁰¹⁾。加えて、既に述べた通り、受託者たるべき者

(101) D. 35.1.102, D. 36.1.56 et 60.8.

このような信託遺贈が認められると、(終身の)用益権の遺贈と信託遺贈との間の距離が縮まる。用益権は、BC3世紀頃登場したと考えられており、その典型的用法は、遺言者たる夫が寡婦に対して、夫亡き後の寡婦の生活のためその生存中に限り、一定の財産の使用収益を認めるというものであった(Johnston [1999], p. 67—なお、家長死亡時に家内相続人とならない妻、すなわち、家長の夫権に服さない妻を保護する目的が強調されることもある(Masson [1934], p. 2; Gaudemet=Chevreau [2009], 248))。これに対して、用益権の遺贈と同様に、生存配偶者を受託者、子を信託受益者とする信託遺贈も設定されていたようである。遺言者が再婚をしている場合に、再婚後の配偶者を受託者、初婚の子を信託受益者とする使用法も存在したのではないかと考えられている(Johnston [1999], p. 49)。なお、

は必ずしも遺言によって指名された相続人である必要はなく、本人から財産を取得するものであれば足りるとされていた。このような前提が揃うと、信託遺贈には当初の目的を越えた用法が与えられる。例えば、次のような信託遺贈である。

「予の相続人ティティウスが死亡したときは予の相続財産がプーブリウス マエウィウスに帰属すべきことを予は欲する」⁽¹⁰²⁾

利益権の法的側面に関する歴史的な変化については、Masson [1934], pp. 30 et s. et pp. 161 et s. が詳しい。

(102) Gaius, 2.277. ガーイウス『法学提要』から関連する記述を挙げる。

まず、「これに反して、家外人を相続人に指定したときは、我々はこの人に対して同人が相続人と成り、しかして特定の期間内に死亡したときは他の者が同人の相続人たるべしという補充指定を為すことができない。ただ、信託遺贈の方法により、我々の相続財産の全部または一部を特定の第三者に返戻すべき義務を家外相続人に負担させ得るに止まる。その規定の如何については、適当の場所において説明しよう。(Extraneo uero heredi instituto ita substituere non possumus, ut si heres extiterit et intra aliquod tempus decesserit, alius ei heres sit; sed hoc solum nobis permissum est, ut eum per fideicommissum obligemus, ut hereditatem nostram totam uel ex parte restituat; quod ius quale sit, suo loco trademus.)」(Gaius, 2.184, ガーイウス [1943], p. 157) と述べて、家外人を相続人に指定する場合につき、相続人が所定の期間内に死亡したことを条件とする補充指定につき言及し、それが信託遺贈により実現されるべきことを示唆する。

これを受けて、「また、我々は我々の相続人となった者の死亡後のために、同人に代る相続人を指定することができないとはいえ、同人が死亡するときに相続財産の全部または一部を他の者に交付すべしと依頼することはできる。しかして信託遺贈は相続人死亡後にも尚実行されることができ、我々は次のように記載するときにも、右と同一の効力を発生させることができる。即ち『予の相続人ティティウスが死亡したときは予の相続財産がプーブリウス マエウィウスに帰属すべきことを予は欲する』と。この2つの方法のいずれによるとしても、相続人ティティウスはその相続人に信託遺贈交付に関する債務を負担させる。(Item quamuis non possumus post mortem eius, qui nobis heres extiterit, alium in locum eius heredem instituere, tamen possumus eum rogare, ut, cum morietur, alii eam

CVM TITIVS HERES MEVS MORTVVS ERIT, VOLO
HEREDITATEM MEAM AD PVBLIVM MAEVIVM PERTINERE.

この種の信託遺贈は、受託者を連続させることによりあたかも相続人を複数階位にわたって指定するという意味で、相続秩序を生み出すように機能する可能性を⁽¹⁰³⁾ 孕む。確かに、当初は、比較的短めの限度が設定されていた⁽¹⁰⁴⁾ ようである。しかし、ビザンツ帝国の時代にまで下ると、4代

hereditatem totam uel ex parte restituat; et quia post mortem quoque heredis fideicommissum dati potest, idem efficere possumus et si ita scripserimus: CVM TITIVS HERES MEVS MORTVVS ERIT, VOLO HEREDITATEM MEAM AD PVBLIVM MAEVIVM PERTINERE. utroque autem modo, tam hoc quam illo, Titius heredem suum obligatum relinquit de fideicommisso restituendo.)」(Gaius, 2.277, ガーイウス [1943], p. 183) と述べる。これは、後の信託的補充指定を思わせる表現である。

(103) 現に、信託的補充指定の起源をここに求める立場も存在する (Kaser=Knütel [2014], pp. 423-424. (カーザー [1979], p. 603))。

(104) モデスティヌス (古典期後期の法学者) の次の法文 (D.31.32.6) によると、本人死亡時に生存する者の直後の子までが原則とされていたようである。この法文は、信託遺贈の受益者に後生子 (ここでは、遺言者死亡後に出生する者) をも含めうることを示唆しており (「そのような者から生まれた最初の代の者」), Johnston [1988], pp. 79 et 80 も古典期における1つの発展と位置づけている。

「信託遺贈が一族に遺されているとき、それを請求することができるのは、指名された者、または、指名された者が全員死亡した後ならば、遺言者の死亡時において故人の名を有する者、または、そのような者から生まれた最初の代の者である。但し、故人がより離れた親等の者にまで自身の意図を拡張することを明示していたのであれば、この限りではない。」

In fideicommissum quod familiae relinquitur hi ad petitionem eius admitti possunt, qui nominati sunt, aut post omnes eos extinctos qui ex nomine defuncti fuerint eo tempore, quo testator moreretur, et qui ex his primo gradu procreati sint, nisi specialiter defunctus ad ultiores voluntatem suam extenderit.

なお、この法文の但書 (原文では "nisi" 以下) には、遺言者の特段の

までという制限が定められる。ユースティニアヌス帝の新勅法集成⁽¹⁰⁵⁾ 159号である（555年）。この勅法は後の議論でも登場する重要な法文なので、詳しく紹介した上で（1）、その内容を分析する⁽¹⁰⁶⁾（2）。

意思により、その効力を時間的に拡張させる契機が認められるものの、この部分は一般にインテルポラーティオーであると理解されているようである（Johnston [1988], p. 111）。これに対して、Johnston [1988] は、「より離れた親等の者にまで」拡張するというのは、時間的な意味ではなく、親族や被解放奴隷といった人的関係という意味で理解するべきであると主張する（Id., p. 111）。

(105) Lokin [1999] 及び、ロキン [2006] は、この勅法を専門的に取り扱った論文であり、以下の記述においても大いに参考にした。

(106) 但し、新勅法集成の扱いは非常に困難であり、以下では、そのフランス語訳に依拠して検討する。その理由は次の通りである。

元々、新勅法集成はギリシア語で書かれていたが、中世にはそのラテン語「訳」が伝わる。『新勅法羅文正訳 (Authenticum)』と呼ばれており、本稿の次章以降で採り上げる法学者も、新勅法集成を検討する際はこの『正訳』に依拠している。しかし、問題はその性質である。「翻訳」であることを考慮するにしても、意味不明な単語の羅列であり、単体で読み解くのは非常に困難である（田中周友[1934], p. 734 を参照）。そのため、『正訳』の性質が議論されてきた。ところが、最近の研究によると、ギリシア語で書かれた新勅法を、ギリシア語の得意でない学生が読み解くための助けになるよう、ギリシア語の個々の単語に対応するラテン語単語をメモしたもの、しかも、そのメモはギリシア語単語の上の行間に書かれており、それが独立したもの、それが『正訳』であると指摘されている（詳しい指摘は、Scheltema [1970], p. 57 による。邦語文献であれば、ロキン [2006], p. 541 を参照）。

この指摘の当否についてここで判断することはできないが、いずれにせよ『正訳』をそのままの状態を読み解くことは困難であり、その難しさにも理由がないわけではない（ロキン [2006], p. 544 の試訳に、その難しさが表れている）。そのため、以下では、史料の取り扱いで問題があるのは承知しつつも、そのフランス語訳（Bérenger fils [1810]）を用いることにした。なお、Bérenger fils [1810] は、解説風の訳であって、内容理解に役立つことが指摘されている（田中実 [2001], p. 141, note 18）。

1. 新勅法集成159号の内容

a. 事実の概要⁽¹⁰⁷⁾

亡ヒエリウス (Hierius) は遺言により、4人の子 (コンスタンティヌス (Constantinus), アンテムィウス (Anthemius), カッリオピウス (Calliopius), アレクサンデル (Alexander)) にそれぞれ遺産を分配した。そのうち、遺産 α 、遺産 β 、遺産 γ はコンスタンティヌスに与えられ、遺産 δ はアレクサンデルに与えられた⁽¹⁰⁸⁾。そして、遺言の中に、次の内容の条項が設けられた。

- ・ 4人の相続人に対して、いかなる名義をもってしても、与えられた遺産を第三者に処分することの禁止。
- ・ 4人の相続人の死亡時に子が存在するならば、遺産をその子に与えるべきこと。
- ・ 4人の相続人の少なくとも1人が、子がいない状態で死亡したならば、生存している相続人に遺産を返戻すべきこと。

ところが、コンスタンティヌスに子 (ヒエリウス2世) が生まれると、ヒエリウスは小帳簿でもって遺産 β をヒエリウス2世に与えることにした。そして、上記の条項と類似する条項が設けられた。

- ・ いかなる名義をもってしても、遺産 β を第三者に処分することの禁止。
- ・ 遺産 β が永久にヒエリウスの一族 (familia) のもとに留まるべきこと。
- ・ ヒエリウス2世の死亡時に子が存在しないならば、遺産 β はコン

(107) Bérenger fils [1810], pp. 330-334. 適宜 Lokin [1999], pp. 135-136 を参照している。

(108) それ以外にも遺産は存在するが、本稿では省略する。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

スタンティーンヌスに帰属し、同様の処分禁止条項に服すること。

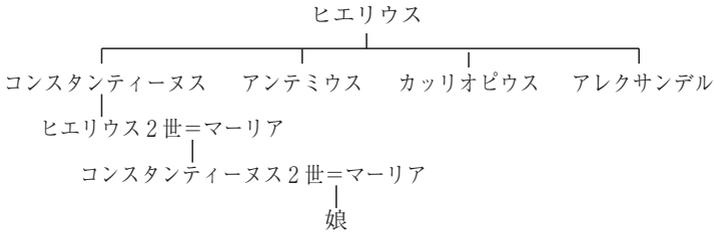
ヒエリウスが亡くなり、それに続けてコンスタンティーンヌスが亡くなった後、ヒエリウス2世は遺産 γ を売却した。残った遺産 α と遺産 β はヒエリウス2世の子（コンスタンティーンヌス2世）に与えられた。また、アレクサンデルも遺産 δ を処分している。その後、コンスタンティーンヌス2世は自身の死に直面して遺言を用意するにあたり、妻（マーリア（Maria））が妊娠中であることを考慮して次のような条項を設けた。

- ・子が出生しないか、生まれた後、成熟期に達する前に死亡するならば、妻マーリアと母マーリア（妻と同名）に自身の遺産が帰属するべきこと。

件の子は、コンスタンティーンヌス2世の死後すぐに出生し、コンスタンティーンヌス2世の遺産を承継したものの、成熟期に達する前に死亡した。そのため、先ほどの遺言の条項により両マーリアにコンスタンティーンヌス2世の遺産が帰属し、その結果、コンスタンティーンヌス2世に帰属していた遺産は、ヒエリウスの一族から乖離してしまう。そこで、アレクサンデルは、両マーリアを相手として、ヒエリウスの遺言を根拠にコンスタンティーンヌス2世の遺産が自身に帰属することを主張した。

これに対して、両マーリアは、コンスタンティーンヌス2世が「子のいない状態で」死亡したわけではないと反論するのだが、その反論に対して、アレクサンデルは、小帳簿にも表れている通り、ヒエリウスの遺産がヒエリウスの一族に留まるべきことこそがヒエリウスの意思であると応じた。

Nov. 159 の登場人物, 系図



b. 決定の内容⁽¹⁰⁹⁾

ユースティニアヌス帝は、遺言の解釈により、譲渡禁止の効力が及ぶのは子までであり、それ以降の子には譲渡禁止の効力が及ばないこと、すなわち、譲渡禁止の効力は一代限りであることを指摘する。しかし、ヒエリウスの小帳簿には先行する遺言とは明らかに異なる条項—永久に遺産が一族の中に留まるべきことを定める条項—が存在するため、異なる考慮が必要であると述べる。⁽¹¹⁰⁾

まず、「特に、コンスタンティヌス〔2世〕の偉大なる母そして妻が存在し、我らの法はその2人が一族 (familia) をなすものとみなして⁽¹¹¹⁾おり、我らの法はその2人がその名を冠するに値すると判断する以上、

(109) Béranger fils [1810], pp. 334-337. 適宜 Lokin [1999], pp. 136-137 を参照している。

(110) 以上, Nov. 159, I による。

(111) C.6.38.5 の前半部分がこの点に関係する。下記の引用文からも明かな通り、義理の娘も一族の中に含まれる旨、ユースティニアヌス帝は既に定めていたのである。

「イーリユリアの弁護団の提示するところに応えることで朕は一族 (familia) という語が次のような効力を有するように決する。すなわち、両親及び子、全ての親類と資産、被解放奴隷と保護者そしてまた奴隷が、この呼び方によって表される。

1. そして、ある者が自身の遺言において自身の一族のために信託遺贈を遺したとき、誰かある者に対して特別の追加条項がなされなければ、親類だけでなく、そのような者がいない場合には、義理の息子や義理の娘も〔表される〕。なぜなら、たとい、息子或いは娘の死によっ

4 世代 (quattuor generationes; quatre générations (仏)) が経過した後で、その遺産を譲渡できるか否かを問うのは大いに酷であろう」と述べる。次に、仮にコンスタンティヌス 2 世が遺言をしなかったとしても、その遺産は法律上マーリア (母の方) に帰属するため、ヒエリウスのいかなる相続人もその財産の流れを止めることはできないことを指摘する⁽¹¹²⁾。

以上から、ユースティニアヌス帝は、アレクサンデルの両マーリアに対する請求を認めなかっただけでなく、アレクサンデル (及び、その子やその他の兄弟) に対して、問題となっている財産が他人の手に渡った場合に、その譲受人に対して追及することも禁止した。しかも、この決定の効力を本件だけに止めることなく、類似の事案にも適用すべきこと⁽¹¹³⁾、すなわち、法律として運用すべきことを宣言した。

て婚姻関係が解消されたとしても、上記の者を信託遺贈に召還するのが親切なことだと朕には思われるからである。とはいえ、息子が生きているのであれば、義理の息子や義理の娘がそのように信託遺贈に召還されることは、決してあり得ない。なぜなら、息子が義理の息子や義理の娘に優先することは疑いないから。そして、これが段階的であることは明かであって、被解放奴隷は上記の者たちの後に来るであろう。…」

Suggestioni Illyricianae advocationis respondentes decernimus familiae nomen talem habere vigorem: parentes et liberos omnesque propinquos et substantiam, libertos etiam et patronos nec non servos per hanc appellationem significari.

1. Et si quis per suum elogium fideicommissum familiae suae reliquerit, nulla speciali adiectione super quibusdam certis personis facta, non solum propinquos, sed etiam his deficientibus generum et nurum. et hos enim nobis humanum esse videtur ad fideicommissum vocari, ita videlicet, si matrimonium morte filii vel filiae fuerit dissolutum. nullo etenim modo possint gener vel nurus filiis viventibus ad tale fideicommissum vocari, cum hi procul dubio eos antecedant: et hoc videlicet gradatim fieri, ut post eos liberti veniant.

(112) 以上、Nov. 159, II による。

2. 内容の分析

〔信託遺贈の問題?〕

本事例におけるヒエリウスの遺言を見ると、信託遺贈と補充指定、さらには譲渡禁止条項が渾然一体となって運用されていることが分かる。すなわち、一方で、相続人Bの死亡時に、Bの子に相続財産を与えるよう命じる方法で信託遺贈が用いられ、それに実効性を持たせるために譲渡禁止条項が組み合わされている⁽¹¹⁴⁾。もちろん、この信託遺贈は一族に一定の財産を留めておくためになされるのであるが、他方で、相続人が死亡時に子を有しない場合に備えて、未成熟者のための補充指定が組み合わされている。後に信託の補充指定を検討する際、多様な類型の補充指定が合わさって運用されることを示すが、その先駆の形態がここに見出される。とはいえ、本件は本稿第2編において信託遺贈の事案として登場する。

〔「4代」の意味〕

新勅法集成159号は、一般的な法律としての効力を与えられているが、あくまでも一定の紛争を解決するために提示されたのであり、「4代」という数字もその文脈の中で検討される必要がある⁽¹¹⁶⁾。

(113) 以上、Nov. 159, IIIによる。なお、本決定の一般的効力に関する宣言は、Nov. 159, Iにおいても明示されている。

(114) しかしながら、皮肉なことに、この譲渡禁止条項は現実には機能していない。例えば、アレクサンデルは両マリアに対して請求をする原告でありながら、自身に与えられた遺産 δ を処分しているし、ヒエリウス2世も遺産を処分している。しかも、あまり明瞭ではないが、ヒエリウスの4人の子全員が自身に与えられた遺産を処分しているようであり、ユースティニアヌス帝も、「他の者の処分に対して、いわば同意を与えた」とまで評価している (Nov. 159, III; Bérenger fils [1810], p. 336)。既に検討した通り、信託遺贈は、常に本人の意向通りに実現されるわけではなかったのである。

(115) この点は、例えば Furgole [1767], p. 173 においても指摘されている。

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

これに関連して、「4代」の数え方も問題である。本件の問題は、最初の相続人であるコンスタンティヌスから数えて4代目（コンスタンティヌス2世の娘）が、未成熟のまま死亡したことから発生した。しかし、後に「4代」という数字が一人歩きを始めるようになると、その起算点が改めて問題とされる。例えば、譲渡禁止の効力を長期間存続させようとするならば、最初の相続人や場合によってはそのさらに後の者を1代目と数えるであろうし、逆に、譲渡禁止の効力を短くしようとするのであれば、遺言者から起算することも考えられる⁽¹¹⁷⁾。しかも、兄弟が複数存在する場合に「代」をどのように数えるかも問題となる。この点は、第2編の第1章で検討する。

(116) 実際、これはどれほどの期間だったのであろうか。Lokin [1999] では、新勅法集成159号が555年に制定されたことを基準にして、当事者の年齢やある事実の起こった時期を推定している (Lokin [1999], pp. 139-140)。コンスタンティヌスの系を基準に、それぞれの子が父二十歳の頃に出生したと仮定すると、その経過は次のような表にまとめることができる。

年	出来事
490年頃	コンスタンティヌス, 出生
495年頃	ヒエリウス, 遺言を作成
510年頃	ヒエリウス2世, 出生 ヒエリウス, 小帳簿を作成
530年頃	コンスタンティヌス2世, 出生
550年頃	コンスタンティヌス2世, 死亡 コンスタンティヌス2世の娘, 出生
	コンスタンティヌス2世の娘, 死亡
555年	新勅法集成159号の制定

つまり、ヒエリウスが遺言を作成してからコンスタンティヌス2世の娘が死亡するまでの間に約60年、ヒエリウスが死亡してからコンスタンティヌス2世の娘が死亡するまでの間に、長くて約45年の歳月が経過したことになる。当然、新勅法集成159号制定当時のアレクサンデルは相当高齢であって、65歳～70歳であったと推定される。

(117) ロキン [2006], pp. 548-549 を参考にしている。

第1章のまとめ

まず、第1節では、補充指定の諸類型を考察した。普通補充指定、未成熟者のための補充指定、準未成熟者補充指定の内、特に普通補充指定と未成熟者のための補充指定について、その問題点を検討した。両者の間には大きな差異が存在する。普通補充指定は、遺言の最重要部分である相続人指定を確実に行うための手段であったのに対し、未成熟者のための補充指定は、相続人指定が有効になされていることを前提として、その相続人が未成熟の間に死亡する場合に備えるものであった。かかる意味において、未成熟者のための補充指定は、後の信託的補充指定を予感させる。なぜなら、信託的補充指定は相続人（継伝義務者）の次の相続人（被指定者）を用意するものであるのに対し、未成熟者のための補充指定は相続人が未成熟の間に死亡する場合のために次の相続人を用意するものだからである。かかる性質が、後に、信託的補充指定を補充指定の一類型として位置づける基盤となる。

次に、第2節では信託遺贈を検討した。まず、信託遺贈は、元来遺言によって財産を与えることのできない者に対して、財産を与えるための手段であり、法の規制を回避するための仕組みであった。しかし、後には、家産を維持するための手段として発展する。次に、信託遺贈の実効性を高めるために、相続人にはトレベッリアーナムの四半分という取り分が認められるが、これは信託的補充指定について論じる際、折りに触れて登場する（直接的には第2編第1章の補論を参照）。

このように、補充指定と信託遺贈とは、全く別の制度として成立し、別の制度として機能している。しかし、繰り返しになるが、未成熟者のための補充指定のように「他人の死亡時に」相続人を用意する信託遺贈も存在しており、補充指定と信託遺贈が合体する契機は、すでにこの段階で検出された。両者には、遺言者AからPへ、そして、P死亡時はPからQへの財産移転という共通部分があり、現に新効法集成159号に至っては、信託遺贈と補充指定が組み合わさって用いられている。本章で検

出した信託的補充指定生成の兆候は、次章において現実化される。

本号掲載分の主な引用文献

A. ローマ法文

ローマ法大全 (Corpus Iuris Civilis) は、次のモムゼン版に従う。

Corpus Iuris Civilis, editio stereotypa quinta,

-tome 1, P. Krüger (ed.), *Institutiones*; T. Mommsen (ed.), *Digesta*,
Berolini, 1889;

-tome 2, P. Krüger (ed.), *Codex Iustinianus*, Berolini, 1892 ;

-tome 3, R. Schoell (ed.), *Novellae*, Berolini, 1895.

B. 研究書, 論文等

* 足立公志朗 [2009-1, 2] : 足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開 (一), (二・完) — 「段階的継伝負担付恵与」・「残存物継伝負担付恵与」と相続法上の公序 —」民商法雑誌, 139巻4・5号466頁以下, 同巻6号607頁以下 (2009年)

* 碧海純一他 [1976] : 碧海純一 = 伊藤正己 = 村上淳一編『法学史』(東京大学出版会, 1976年)

* 有地亨 [1963] : 有地亨「包括受遺者の地位の系譜」法政研究29巻1-3号6頁以下 (1963年)

* Augustin [1980] : J.-M. Augustin, *famille et société, Les substitutions fidéicommissaires à Toulouse et en Haut-Languedoc au XVIII^e siècle*, Préface de J. Hilaire, PUF, 1980.

* Bérenger fils [1810], *Corps de droit civil romain en latin et en français, tome 14, Les nouvelles de l'empereur justinien*, traduites en français par Alphonse Bérenger fils, tome 2, suivies des nouvelles constitutions de l'empereur Léon Auguste, 1810, réimpression de l'édition de Metz 1810-1811, Scientia Verlag Aalen, 1979.

* Castaldo [1997] : A. Castaldo, «Les majorats napoléoniens», *Revue de la recherche juridique*, 1997, pp. 479 et s.

* Cicero, De inventione: Cicero, *De inventione*

* キケロー [2000,1] : 「発想論」(片山英男訳) 岡道男他編『キケロー選集6—修辞学I』(岩波書店, 2000年) 1頁以下

* Cicero, De finibus: Cicero, *De finibus bonorum et malorum*

* キケロー [2000,2] : 「善と悪の究極について」(永田康昭, 兼利琢也, 岩崎務訳) 岡道男他編『キケロー選集10—修辞学III』(岩波書店, 2000年)

1頁以下

- * Cicero, *In Verrem*: Cicero, *In Verrem*
- * キケロー [2001]: 「ウェッレス弾劾 I, 第2回公判弁論, 第1演説」(谷栄一郎訳) 岡道男他編『キケロー選集 4—法廷・政治弁論IV』(岩波書店, 2001年) 92頁以下
- * 船田亨二 [1969]: 船田亨二『ローマ法 第2巻 [改版]』(岩波書店, 1969年)
- * 船田亨二 [1971]: 船田亨二『ローマ法 第4巻 [改版]』(岩波書店, 1971年)
- * Furgole [1767]: J.-B. Furgole, *Commentaire de l'ordonnance de Louis XV sur les substitutions du mois d'Août 1747*, 1767.
- * ガーイウス [1943]: ガイウス (船田亨二訳)『法学提要』(日本評論社, 1943年)
- * Gaudemet=Chevreau [2009]: J. Gaudemet, E. Chevreau, *Droit privé romain*, 3^e éd., Montchrestien, 2009.
- * Genzmer [1962]: E. Genzmer, «La genèse du fidéicommiss comme institution juridique», *Revue historique de droit français et étranger*, 1962, pp. 319 et s.
- * Girard [1929]: P.-F. Girard, *Manuel élémentaire de droit romain*, édition revue et mise à jour par F. Senn, 8^e éd., Arthur Rousseau, 1929, réédition présentée par J.-Ph. Lévy, Dalloz, 2003.
- * Grimaldi [2001,1]: M. Grimaldi, *Droit civil: Successions*, 6^e éd. Litec, 2001.
- * グリマルディ [2008]: ミシェル・グリマルディ (北村一郎訳)「フランスにおける相続法改革 (2006年6月23日の法律)」*ジュリスト*1358号68頁以下 (2008年)
- * 原田慶吉 [1949]: 原田慶吉『ローマ法』(有斐閣, 1949年)
- * 幡野弘樹 [2009]: 幡野弘樹「相続及び贈与・遺贈法改正, バクスの改正—相続及び贈与・遺贈の改正に関する2006年6月23日法律第728号」*日仏法学*25号218頁以下 (2009年)
- * 林智良 [1997]: 林智良『共和政末期ローマの法学者と社会—変容と胎動の世紀』(法律文化社, 1997年)
- * 稲垣明博 [1988]: 稲垣明博「いわゆる『後継ぎ遺贈』の効力」*判例タイムズ*662号40頁以下 (1988年)
- * 稲垣明博 [1997]: 稲垣明博「『後継ぎ遺贈』と遺言の解釈」*白鷗法学*8号369頁以下 (1997年)
- * 伊藤昌司 [1981]: 伊藤昌司『相続法の基礎的諸問題』(有斐閣, 1981年)
- * 伊藤昌司 [2002]: 伊藤昌司『相続法』(有斐閣, 2002年)
- * 伊藤昌司 [2008]: 伊藤昌司「共同相続と遺言法」野村豊弘・床谷文雄編

フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）

- 著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務，2008年）101頁以下
- * 泉久雄 [1984]: 泉久雄「遺言書中の特定の条項の解釈」昭和58年度重要判例解説・ジュリスト817号91頁以下（1984年）
 - * Johnston [1988]: D. Johnston, *The Roman Law of Trusts*, Clarendon Press, 1988.
 - * Johnston [1999]: D. Johnston, *Roman Law in Context*, Cambridge University Press, 1999.
 - * 金子敬明 [2006]: 金子敬明「大陸法系における信託の可能性？—フランスにおける信託 (fiducie) の動向」新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』（日本評論社，2006年）135頁以下
 - * 金子敬明 [2008]: 金子敬明「フランス相続法・恵与法の2006年改正について」手塚和彰＝中窪裕也編集代表『変貌する労働と社会システム』（信山社，2008年）387頁以下
 - * カーザー [1979]: マックス・カーザー（柴田光蔵訳）『ローマ私法概説』（創文社，1979年）
 - * Kaser＝Knütel [2014]: M. Kaser, R. Knütel, *Römisches Privatrecht*, 20. Aufl., C. H. Beck, 2014.
 - * 川淳一 [2008]: 川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務，2008年）19頁以下
 - * 風間鶴寿 [1965]: 風間鶴寿「ローマ法における増分制度—特に相続および遺贈の場合を中心として—」法制史研究15号93頁以下（1965年）
 - * クリンゲンベルク [2007]: ゲオルク・クリンゲンベルク（瀧澤栄治訳）『ローマ物権法講義』（2007年）
 - * Lévy＝Castaldo [2010]: J.-Ph. Lévy, A. Castaldo, *Histoire du droit civil*, Dalloz, 2^e éd., 2010.
 - * Lokin [1999]: J.-H.-A. Lokin, «Ad Novellam 159», *Novella Constitutio, Studies in honour of Nicolaas van der Wal, Subseciva Groningana IV*, Egbert Forsten et Institutum cui nomen 'Het Groningsch Rechtshistorisch Fonds', 1999, pp. 131 et s.
 - * ロキン [2006]: J. H. A. ロキン（五十君麻里子訳）「ギリシア語ハ読マレザルニアラズ？ 新勅法159号とヴェルテンベルグ対オレンジ公ウィリアム事件（1544年-1666年）」法政研究73巻3号535頁以下（2006年）
 - * Malaurie [2006, 1]: Ph. Malaurie, *Les successions, les libéralités*, 2^e éd. Defrénois, 2006.
 - * Masson [1934]: P. Masson, «Essai sur la conception de l'usufruit en droit romain», RHD 1934, pp. 1 et s., pp. 161 et s.

- * 松尾知子 [2002]: 松尾知子「負担付遺贈」判例タイムズ1100号472頁以下(2002年)
- * 宮崎揚弘 [1994]: 宮崎揚弘『フランスの法服貴族—18世紀トゥルーズの社会史—』(同文館出版, 1994年)
- * 宮崎揚弘 [2009]: 宮崎揚弘『災害都市, トゥルーズ—17世紀フランスの地方名望家政治』(岩波書店, 2009年)
- * 中川善之助 [1964]: 中川善之助『相続法〔初版〕』(有斐閣, 1964年)
- * 中川善之助=泉久雄 [2000]: 中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣, 2000年)
- * 西希代子 [2006-1, 2, 3], 西希代子 [2007-4, 5, 6, 7, 8, 9], 西希代子 [2008-10]: 西希代子「遺留分制度の再検討(1)-(10・完)」法学協会雑誌123巻9号1703頁以下, 10号1945頁以下, 12号2543頁以下(2006年), 同124巻4号817頁以下, 6号1257頁以下, 7号1513頁以下, 8号1775頁以下, 9号2057頁以下, 10号2309頁以下(2007年), 同125巻6号1302頁以下(2008年)
- * 西村隆誉志 [1982]: 西村隆誉志「ローマ共和政末期における法律解釈の方法—古典期アクィーリウス法析出のための視覚」早稲田法学会誌33巻169頁以下(1982年)
- * 野田良之 [1970]: 野田良之『フランス法概説上巻〔再版〕』(有斐閣, 1970年)
- * 大村敦志 [2003]: 大村敦志「『後継ぎ遺贈』論の可能性」道垣内弘人・大村敦志・滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』(有斐閣, 2003年)217頁以下
- * 大島俊之 [1990-1], [1991-2]: 大島俊之「信託的継承処分(後継遺贈)(1)-(2・完)」大阪府立大学経済研究36巻1号69頁以下(1990年), 同2号1頁以下(1991年)
- * 大島俊之 [1991]: 大島俊之「フランス継承処分法」信託研究奨励論集12号69頁以下(1991年)
- * 大島俊之 [1993]: 大島俊之「いわゆる『後継遺贈』について」林良平・甲斐道太郎編集代表『谷口知平先生追悼論文集 第3巻 財産法, 補遺』(信山社, 1993年)469頁以下
- * Petitjean [1975]: M. Petitjean, *Essai sur l'histoire des substitutions, du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Centre de Recherches Historiques, 1975.
- * 佐久間毅 [2002]: 佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」関西信託法研究会『資産の管理運用制度と信託(トラスト60研究叢書)』(2002年)59頁以下
- * 真田芳憲 [1967]: 真田芳憲「古代ローマにおける無遺言相続について—その序論的展望—」法学新報74巻9・10号99頁以下(1967年)

フランスにおける信託の補充指定の歴史的考察（1）

- * 佐藤篤士 [1993]: 佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM—12表法原文・邦訳および解説—』（早稲田大学比較法研究所, 1993年）
- * Scheltema [1970]: H.-J. Scheltema, *L'enseignement de droit des antecessors*, E. J. Brill, 1970.
- * 七戸克彦 [2009]: 七戸克彦「後継ぎ遺贈の目的および法律構成について—後継ぎ遺贈型受益者連続信託との『使い分け』に向けて—」司法書士論叢 Think・107号163頁以下（2009年）
- * 四宮和夫 [1989]: 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣, 1989年）
- * 杉浦史於 [1982]: 杉浦史於「遺言と信託」信託法研究 6号 3頁以下（1982年）
- * 高野竹三郎 [1988]: 高野竹三郎「遺言の解釈」家族法判例百選（第4版）220頁以下（1988年）
- * 田中周友 [1934]: 田中周友「ユ帝の新勅法の彙纂について」法学論叢30巻 5号718頁以下（1934年）
- * 田中実 [2001]: 田中実「アントワヌ・ファーヴルとファルキディア法の計算(1)」南山法学25巻 2号110頁以下（2001年）
- * 田中亘 [2008]: 田中亘「第7章 後継ぎ遺贈—その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編著『信託法の新展開—その第一歩をめざして』（商事法務, 2008年）211頁以下
- * 床谷文雄 [2011]: 床谷文雄「後継ぎ遺贈なるもの」久喜忠彦編集代表『遺言と遺留分 第1巻 遺言〔第2版〕』（日本評論社, 2011年）269頁以下（本論文は同書第2版より収録）
- * Watson [1971]: A. Watson, *The law of succession in the later roman republic*, Oxford University Press, 1971.
- * 山口俊夫 [1976]: 山口俊夫「フランス法学」碧海純一他 [1976], pp. 175 et s.
- * 山口俊夫 [1978]: 山口俊夫『概説フランス法 上』（東京大学出版会, 1978年）
- * 山口俊夫 [2002]: 山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会, 2002年）
- * 横山美夏 [2004]: 横山美夏「財産一人と財産との関係から見た信託」NBL 791号16頁以下（2004年）
- * 米倉明 [1999]: 米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」『家族法の研究』（新青出版, 1999年）323頁以下（初出, 法学雑誌 *tâtonnement* 3号（1999年））
- * 吉村朋代 [2012]: 吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の文言解釈—plus nuncupatum, minus scriptum」広島法学35巻 3号 1頁以下（2012年）

* 吉村朋代 [2013]：吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の擬制的解釈」
広島法学37巻1号87頁以下（2013年）

* 本稿の一部は、科学研究費補助金（研究活動スタート支援—課題番号
22830017）の助成によるものである。

（未完）